## 男女がともにあゆみ育てるまち - あいなんの創造 -

## 第2次愛南町男女共同参画推進計画



平成28年(2016年)3月 愛媛県 愛南町

## 『男女がともにあゆみ育てるまち』を目指して

近年、少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化と価値観の多様化、雇用形態の多様化など、社会を取り巻く環境が急速に変化しています。こうした変化に対応し、将来にわたって活力に富んだ持続可能な社会を形成するためには、一人ひとりの多様な生き方が尊重され、性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要となります。

国においては、国際社会における取組とも連動しながら、「男女 共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成に向け た施策を推進してきましたが、近年の経済社会情勢の変化等に対 応するため、第4次男女共同参画基本計画を策定し、平成27年12 月に閣議決定されたところです。



本町では、平成23年3月に「愛南町男女共同参画推進計画(後期計画)-あいなんパートナープラン2015-」を策定し、「男女がともにあゆみ育てるまち―あいなんの創造―」を基本理念に掲げ、様々な施策の推進に努めてまいりました。

このたび、計画期間の満了に伴い、これまでの取組の点検・評価や、社会情勢の変化などから生じている課題等を踏まえ、男女があらゆる場面において共に参画し、活躍することができる社会の実現を目指すことを目的とした新たな計画「第2次愛南町男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく計画としても位置付けるとともに、今後5年間における取組内容を改めてお示ししておりますが、その実現のためには、町民・事業者・団体と行政の協働により、すべての方々が積極的に取り組んでいくことが不可欠でありますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見等を賜りました愛南町 男女共同参画推進計画策定懇話会の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等 を通じて町民の皆様から貴重な御意見、御提言をいただきましたことに心から御礼を申し上 げます。

平成 28 年 3 月

愛南町長 清水 推文

## ~ 目 次 ~

第1章	章 計画の趣旨と背景	1
	】計画策定の趣旨 ? 】男女共同参画社会について	
	. 7 リスペペッロ E A I E A I E E E E E E E E E E E E E E	
	1. 国際的な動向	
	2. 国内の動向	
	3. 愛媛県の動向	
第2章	章 計画の概要	7
	1. 計画の位置付け	7
	2. 計画の期間	8
	3. 計画の策定方法	8
第3章	章 本町を取り巻く現状	9
[1	】データでみる本町の現状	9
	1. 人口・世帯数の動き	
	2. 人口動態	
	3. 年齢別人口構成	
	4. 世帯構成の状況	
	5. 婚姻等の状況	
	6. 年齢別就業率	
	7. 生活保護世帯数の推移	
[2	?】第1次計画の点検と評価	15
第4章	章 計画の基本的な考え方	23
[1	】基本理念と基本目標	
	1. 基本理念	
	2. 基本目標	
	3. 基本施策と施策の方向	
[2	!】計画の体系	25

第5章	施策の展開	27
基本目	  標1 男女がともに認め合う社会づくり	27
	【基本施策1】男女平等の視点に立った人権の尊重	27
	【基本施策2】男女共同参画への理解促進と意識の浸透	30
	【基本施策3】学びの場における男女共同参画の推進	34
基本目	標2 男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり	
	(女性活躍推進計画)	38
	【基本施策4】ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進	38
	【基本施策5】働く場における男女共同参画の推進	43
	【基本施策6】政策や方針決定過程への女性の参画推進	48
	【基本施策7】地域活動における男女共同参画の推進	51
基本目	<b>1標3 男女がともに安心して暮らせる社会づくり</b>	55
	【基本施策8】あらゆる暴力を根絶するまちづくり	55
	【基本施策9】ともに支え合う福祉環境づくり	59
	【基本施策 10】生涯にわたる男女の健康づくり	61
第6章	計画の推進	63
[1]	庁内推進体制	63
	1. 庁内推進体制の充実	63
	2. 町職員の男女共同参画に関する理解の促進	63
	3. 計画の進行管理	63
[2]	住民・関連機関等との連携	64
	1. 住民参加の促進と地域の関係団体等との連携	64
	2. 国・県等関係機関との連携	64
[3]	計画達成のための指標(数値目標)	65
資料編		67
	1. 住民アンケート調査単純集計結果	
	2. 男女共同参画基本法	79
	3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	83

# 第1章 計画の趣旨と背景

## 第1章 計画の趣旨と背景

#### 【1】計画策定の趣旨

わが国においては、近年、少子高齢化や人口減少が急速に進行しています。晩婚化や晩産化、未婚化の進行などがその主な要因としてあげられますが、それらに加え、仕事と家庭や子育てを両立できる環境が必ずしも十分ではないなど、社会環境の変化に伴う様々な要因も顕在化してきました。

また、地域社会の慣習や慣行・しきたりの中には、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される、男性・女性に対する偏った意識、いわゆる「性別役割分担意識」が依然として根強く残っています。

将来的に豊かで活力ある社会、経済の維持や安定した社会保障制度の運営等、経済的な活力を維持・前進させていくためには、より一層の女性の社会参画、女性の労働力の充実が求められます。

そのためには、男性も女性もお互いにその人権を尊重しながら、家庭における子育てや介護をはじめ、地域社会への参画など、性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが責任を担い、その個性や能力を十分に発揮していくことができる男女共同参画の社会づくりが必要です。

本町では、平成23年3月に「愛南町男女共同参画推進計画(後期計画)ーあいなんパートナープラン2015-」(以下「第1次計画」と表記)」を策定しました。この計画は、男女共同参画社会の実現を目指すための指針及び行動計画として位置付けられます。この計画に基づいて、本町では様々な施策を推進し、本町の総合計画(第2次愛南町総合計画2014~2021)に掲げる『ともにあゆみ育て創造するまち』を目指してきました。

このたび、第1次計画の計画期間の満了に伴い、新たな計画「第2次愛南町男女共同参画推進計画」(以下「本計画」と表記)を策定します。

本計画は、第1次計画における取組の点検・評価や、社会情勢の変化などから生じている課題等を踏まえ、男女があらゆる場面において共に参画し、活躍することができる社会の実現を目指すことを目的としています。

家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において、性別にとらわれることなく、全ての人が共に認め合い、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を形成していくために、今後も継続して課題の改善、解決に向けて取り組んでいく必要があります。本計画は、そのための総合的な取組指針を取りまとめたものです。

#### 【2】男女共同参画社会について

日本国憲法では「個人の尊重」を掲げ、全ての国民が法の下に平等であることを保障しています。平成 11 年に施行された男女共同参画社会基本法は、その考え方に基づき、次の5つの基本理念を掲げています。

男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。つまり、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をイメージしています。

#### ■男女共同参画社会基本法の5つの基本理念■

#### 男女の人権の尊重

●男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別を無くし、 男性も女性も一人の人間としての能力を発揮できる機会を 確保する。

### 社会における制度また は慣行についての配慮

●固定的な役割分担意識にとらわれず、男女ともに様々な 活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考える。

### 政策等の立案及び決定 への共同参画

●男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に おいて方針の決定に参画できる機会を確保する。

#### 家庭生活における活動 と他の活動の両立

●男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。

#### 国際的協調

●男女共同参画づくりのために、国際社会とともに歩むこと も大切。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

#### 【3】計画策定の社会的背景

#### 1. 国際的な動向

女性の地位向上を目指した取組については、昭和 50 年(1975 年)の「国際婦人年」 を大きな節目として、国際連合を中心に世界各国で急速に進展しました。

その後、昭和54年 (1979年)の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。

平成7年(1995年)の「第4回世界女性会議」(北京)では、各国政府に自国の行動計画の策定とその実施責任を求める行動綱領(北京行動綱領)が採択され、あらゆる政策及び計画に、社会的・文化的につくられた性差(ジェンダー)を解消するよう求めています。

平成17年(2005年)に開催された第49回国連婦人の地位委員会「北京+10(プラス10)」では、「北京行動綱領及び女性2000年会議成果文書」の完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求めることが確認され、国際的潮流の中にも男女共同参画は進展をみせています。

しかし、一方では、世界経済フォーラム(World Economic Forum, WEF)が平成 27 年  $(2015 \ \pm)$  11 月に発表した、世界各国の男女格差を図る指標である「ジェンダー・ギャップ指数<sup>注</sup>」では、日本は 145 か国中 101 位という結果でした。前年度の 104 位、前々年度の 105 位から大きな変動はなく、OECD諸国の中でも非常に低い結果となっています。

わが国は、特に政治や経済の分野において男女の格差が大きいことから低水準にある と言われており、男女共同参画において取り組む課題は多いと考えられます。

#### ■ジェンダー・ギャップ指数■

	経済活動の 参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア	
日本(101位)	0.611	0.988	0.979	0.103	0.670	
参考/アイスランド(1位)	0.836	1.000	0.970	0.719	0.881	

注:スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、 健康、政治の分野別の男女比をもとに算出する。

#### 2. 国内の動向

#### (1) 第4次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成12年12月に男女共同参画基本計画を策定し、平成17年の第2次男女共同参画基本計画、平成22年の第3次男女共同参画基本計画の策定に続き、平成27年度には、第4次男女共同参画基本計画が策定されました。

第4次男女共同参画基本計画では、次の4つの目指すべき社会を掲げています。

#### ■第4次男女共同参画基本計画における目指すべき社会■

- 1. 男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 2. 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3. 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に 充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 4. 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

#### (2) 少子化対策の推進

平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が公布され、子ども・子育て関連制度を総合的・包括的に見直し、一元的なシステムとする子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートしました。

幼児期の学校教育・保育が質及び量ともに確保され、地域の子ども・子育て支援の充 実が推進されています。

また、次世代育成支援対策推進法は 10 年間延長されたほか、一般事業主行動計画の 策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充や、 各種手当ての見直し等の措置を講ずることとされました。

#### (3) DV防止法・ストーカー規制法の改正

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成14年4月施行)は、一部改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。

また、平成12年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法) は平成25年7月に改正され、ストーカー行為(つきまとい等を繰り返すこと)の禁止命令を出す権限が、被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。

#### (4) 女性活躍推進法の成立

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が、平成27年8月28日に可決成立しました(10年間の時限立法)。この法律により、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)し、地方公共団体(都道府県、市町村)は基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定します(努力義務)。また、国や地方公共団体、労働者が301人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務付けています(300人以下は努力義務)。なお、事業主行動計画の策定は平成28年4月に施行されます。

#### 3. 愛媛県の動向

愛媛県では、国の第3次計画を踏まえて、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする、「第2次愛媛県男女共同参画計画」を平成23年3月に策定しました。平成27年度には、第2次計画の中間改定が行われ、主要課題3~5を「愛媛県女性活躍推進計画」として位置付けています。

#### ■第2次愛媛県男女共同参画計画の施策の大綱■

#### 【主要課題1】男女の人権の尊重

- 重点目標(1)女性に対する暴力の根絶
- 重点目標(2)メディアにおける男女の人権の尊重
- 重点目標(3)生涯を通じた女性の健康支援
- 重点目標(4)貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等への支援

#### 【主要課題2】男女共同参画の視点に立った意識の改革

- 重点目標(1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践
- 重点目標(2)男女共同参画の視点に立った教育の推進

#### 【主要課題3】意思決定の場への女性の参画拡大

- 重点目標(1)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入による女性の参 画拡大
- 重点目標(2)女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援
- 重点目標(3)防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進

#### 【主要課題4】家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

- 重点目標(1)男女が共に参画する家庭・地域づくり
- 重点目標(2)安心して子どもを育てられる環境整備
- 重点目標(3) 高齢者や障害者等が共に輝いて暮らせる条件整備

#### 【主要課題5】女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し

- 重点目標(1)男女均等な雇用環境の整備
- 重点目標(2)職業生活における女性の活躍推進
- 重点目標(3)農林水産業における男女共同参画の促進

# 第2章 計画の概要

## 第2章 計画の概要

#### 1. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、男女共同参画推進に関する基本的方向を定め、様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるための計画として位置付けられます。

また、本計画は国や県の計画を踏まえつつ、本町の上位計画である「第2次愛南町総合計画 2014~2021」をはじめ、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との調整や連携を図るとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。

#### ■関連計画等との整合イメージ■

## ●男女共同参画社会基本法 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法) 根拠法 ●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) ●第4次男女共同参画基本計画 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 玉 ●女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針 ●第2次愛媛県男女共同参画計画 愛媛県 ●愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 第2次愛南町総合計画 2014~2021 愛南町 ↑ 整合 【本計画】 第2次愛南町男女共同参画推進計画 ↑連携・調整 【関連計画】 ●愛南町子ども・子育て支援事業計画 ●愛南町健康増進計画(中間評価・後期計画) ●愛南町地域福祉計画 ●愛南町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ●愛南町障害者計画・愛南町障害福祉計画・・・など

#### 2. 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。平成32年度に、それまでの取組の総合的な点検・評価を行い、平成33年度からの次期計画につなげます。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
本計画									
				見直し	次期計画	Ī			

#### 3. 計画の策定方法

#### (1)アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、本町在住の 20 歳以上の住民を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を調査し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

調査名称	愛南町 男女共同参画社会づくりのための町民意識調査
調査対象	本町に居住する 20 歳以上の住民
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成 27 年 9 月~10 月
配布数	1,000 人
回収状況	485 人(有効回収率 48.5%)

#### (2) 第1次計画の施策評価及び策定懇話会の開催

第1次計画に基づき実行している様々な施策や取組については、毎年度、検証を行うとともに、実施にあたっての問題点や課題の抽出を行い、見直しを進めてきました。本計画は、それぞれの取組内容の検証・評価を踏まえ、策定しています。

また、計画の策定にあたっては、アンケート調査を通して住民意識や意見等を把握するとともに、各種団体・組織の関係者などから構成される「愛南町男女共同参画推進計画策定懇話会」に諮りました。

# 第3章 本町を取り巻く現状

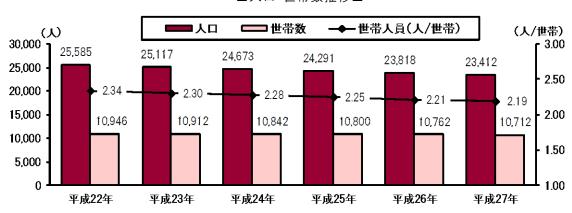
## 第3章 本町を取り巻く現状

## 【1】データでみる本町の現状

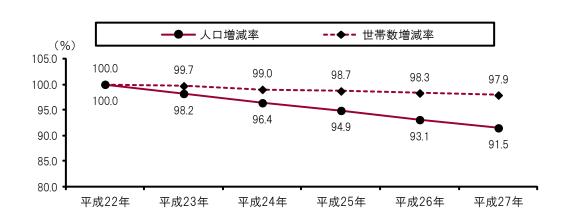
#### 1. 人口・世帯数の動き

本町の人口は、平成 27 年 3 月末現在 23,412 人で、平成 22 年 3 月末から 5 年間で約 2,200 人の減少(平成 22 年を 100.0 とした場合 91.5)となっており、近年、人口の減少が進行しています。

世帯数は微減傾向で推移していますが、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成22年の2.34人から平成27年では2.19人となっており、緩やかに小家族化傾向が進んでいます。



■人口·世帯数推移■



	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
人口	25,585	25,117	24,673	24,291	23,818	23,412
世帯数	10,946	10,912	10,842	10,800	10,762	10,712
世帯人員(人/世帯)	2.34	2.30	2.28	2.25	2.21	2.19
人口増減率(%)	100.0	98.2	96.4	94.9	93.1	91.5
世帯数増減率(%)	100.0	99.7	99.0	98.7	98.3	97.9

資料:住民基本台帳(各年3月末現在)外国人を含む 注:増減率は、平成 22 年を 100 とした場合の各年の増減割合

#### 2. 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年マイナスで推移しています。つまり、死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、町外への転出者数が町内への転入者数を上回るマイナスを示しています。

平成 26 年では、自然動態がマイナス 286 人、社会動態がマイナス 120 人であり、合計 406 人の人口減少となっており、近年、社会動態は均衡(転入者数と転出者数の差が縮小)の傾向にあります。

#### ■人口動態■

			自然動態(c)			社会動態(f)	人口動態
	出生者数 (a)	死亡者数 (b)		転入者数 (d)	転出者数 (e)		(g)
平成 22 年	128	393	-265	511	735	-224	-489
平成 23 年	126	376	-250	480	650	-170	-420
平成 24 年	118	365	-247	440	636	-196	-443
平成 25 年	116	419	-303	447	634	-187	-490
平成 26 年	118	404	-286	449	569	-120	-406

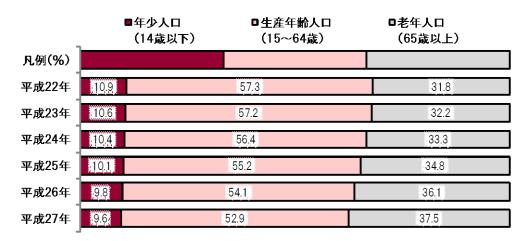
注:(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料:住民基本台帳

#### 3. 年齡別人口構成

本町の14歳以下の年少人口比は減少傾向で推移しています。一方、高齢化率(65歳以上の老年人口構成比)は増加傾向で推移しており、平成27年で37.5%と、4割近くにまで達しています。本町においても少子高齢化が顕著に進行しています。

#### ■年齢別人口構成比■



資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

人口ピラミッドデータにより年齢を細分化してみると、男女ともに 60 歳代のいわゆる「団塊の世代」が、ボリュームの多い年齢層となっています。本来「団塊の世代」の子ども世代である 30 歳代後半から 40 歳代前半の「団塊ジュニア層」は、もう一つのボリュームゾーンになるところですが、本町の場合はやや少ない年齢層となっています。また、女性は男性に比べ 80 歳以上の人口が多くなっています。

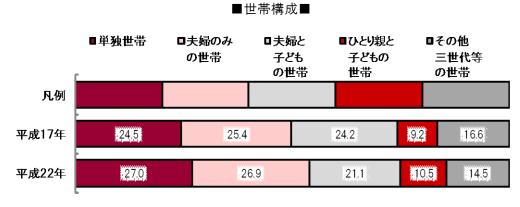
#### 【男性】 【女性】 1,200 2.400 1.800 600 0 600 1.200 1.800 2.400 0 (人) 970 80歳以上 2.059 712 75~79歳 913 70~74歳 776 967 65~69歳 1,154 1,232 1,132 1,121 60~64歳 871 55~59歳 942 694 714 50~54歳 602 45~49歳 642 700 40~44歳 659 551 35~39歳 543 403 378 30~34歳 297 349 25~29歳 312 419 20~24歳 533 522 15~19歳 469 10~14歳 357 334 5~9歳 328 286 0~4歳

#### ■年齢別人口(人口ピラミッド)■

資料:住民基本台帳(平成27年3月末現在)

#### 4. 世帯構成の状況

世帯構成を5年間の推移でみると、「夫婦と子どもの世帯」や世帯人員が多い「その他三世代等の世帯」が減少し、一方で「単独世帯」や「ひとり親と子どもの世帯」などで増加がみられます。



資料:国勢調査

#### 5. 婚姻等の状況

本町の未既婚者数を年齢別にみると、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代の前半になると逆転し、未婚率は37.8%となります。

つまり 30 歳代前半の6割近くが既婚者ということになり、婚姻の中心的年齢層であることがうかがえます。

#### (人) (%) 99.9 ■未婚者数 ■既婚者数 2.500 r 100.0 2,273 85.7 1,934 2,000 80.0 60.1 1,465 60.0 1,500 1,100 37.8 926 937 903 1,000 40.0 22.1 8.3 415 276 5.4 13.0 500 341 390 20.0 288 212 57

#### ■年齢別未婚率等の状況■

資料:国勢調査(平成22年)注:離婚、死別は「既婚者数」に含む

55~

59歳

ш о.о

60~

64歳

また、未婚率を5年間の推移でみると、男女ともに増加傾向で推移しており、近年、 男女ともにほぼ全ての年齢層で増加しています。本町でも晩婚化が進行している状況に あることがうかがえます。

40~

44歳

45~

49歳

50~

54歳

35~

39歳

#### ■性別·年齢別未婚率の推移

20~

24歳

25~

29歳

30~

34歳

15~

19歳

男性未婚率	15~ 19 歳	20~ 24 歳	25~ 29 歳	30~ 34 歳	35~ 39 歳	40~ 44 歳	45~ 49 歳	50~ 54 歳
平成 17 年	99.8	90.5	59.9	41.2	29.5	23.1	22.8	17.4
平成 22 年	100.0	95.9	69.1	44.8	34.1	25.9	24.0	22.7

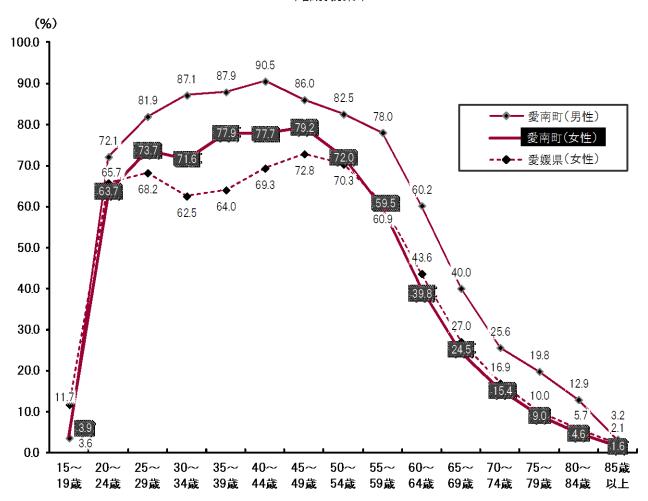
女性未婚率	15~ 19 歳	20~ 24 歳	25~ 29 歳	30~ 34 歳	35~ 39 歳	40~ 44 歳	45~ 49 歳	50~ 54 歳
平成 17 年	99.3	78.7	48.2	27.4	19.6	13.5	9.1	7.4
平成 22 年	99.8	75.6	50.6	31.1	20.6	18.7	13.1	9.1

注:表中の網掛けは、平成 17 年と 22 年の数値を比較して、高い数値を示す。 資料:国勢調査

#### 6. 年齡別就業率

本町における女性の就業率をみると、30歳代前半の「婚姻~子育て時期」に一旦減少し、その後再び上昇をみせる「M字カーブ」に近い状況にあります。しかし、県の平均に比べると、その動きは緩やかで、また県の平均をおおむね上回っている年齢層が多いことから、本町は比較的共働きが多いことがうかがえます。

#### ■年齢別就業率■

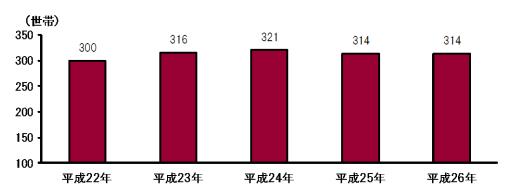


資料:国勢調査(平成22年)

## 7. 生活保護世帯数の推移

本町の生活保護世帯数は、近年は横ばいで推移しており、平成 26 年では 314 世帯となっています。

#### ■生活保護受給世帯数の推移■



資料:愛南町資料(各年3月分)

## 【2】第1次計画の点検と評価

男女共同参画の事業分野は、単に周知・啓発活動にとどまらず、学校教育や生涯学習部門、商工・労働部門、保健・福祉部門など、様々な分野との連携・調整が必要です。

本町では、第1次計画に基づき実行している施策や事業について、毎年度、個別に点検や評価を行っています。所轄する担当課において、その進捗状況を点検し、個別の問題点や課題を整理します。そして、次年度の取組に反映させることとしています。

以下に、第1次計画における取組内容の点検・評価結果からみえる課題を、第1次計画の5つの主要課題と重点目標ごとに概括します。

#### 【主要課題1】男女の人権尊重

重点目標	①男女間のあらゆる暴力の根絶
施策の方向	(1)関係機関の連携による暴力に対する支援体制等の整備 (2)配偶者等からの暴力に対する社会的認識の徹底と相談体制の 充実
主な取組	・配偶者等からの暴力防止・救済に向けた推進体制の整備と相談体制 の確立及び制度の周知 ・県などの機関と連携した被害者の保護・自立支援 ・人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発 ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止・ 救済に向けた環境の整備
点検·評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	・関係課での情報共有が必要な一方で、複数人に情報が知られるため、個人情報保護等の対策が必要 ・潜在的な被害者の救済等必要な支援措置が不十分 ・広報・啓発・周知活動は行っているが、一方的な発信にとどまっている ・女性の人権、DV等の認識を深める啓発活動等への若年層の参加が少なく、固定化している ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを防止する指導啓発の充実

重点目標	②生涯を通じた男女の健康と生活の支援
施策の方向	(1)生涯にわたる健康の管理・保持増進の支援 (2)性と生殖に関する健康対策の充実
主な取組	・すべてのライフステージに対応した健康の保持・健康増進対策の推進 進 ・健康診査の充実 ・女性に特有ながんの予防・早期発見に対する支援 ・身体的、心理的、社会的な性の問題について総合的に学習する機会の充実と相談体制の整備 ・「親と子の性教育講座」の継続実施
点検・評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	・特定健診の受診率向上のための施策の強化 ・若年者の受診率改善に向けた受診の勧奨 ・子宮頚がんクーポン券の利用促進 ・通所型介護予防事業などの事業終了後のセルフケアの継続支援 ・関係機関との連携による継続した学習機会の充実と体制の整備

重点目標	③メディアにおける女性の人権尊重
施策の方向	(1)メディアにおける人権尊重への配慮 (2)公的広報等における男女共同参画の視点に立った表現の促進
主な取組	・情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力の育成支援 ・学校、公民館等からの有害情報の排除 ・男女共同参画の視点に立った表現の調査・研究 ・広報や刊行物等のガイドライン設定、女性職員の視点を生かした作成 ・性差別につながらない適切な表現の推進
点検・評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	・人権・同和教育研修等、正しい人権意識を持つための機会を提供するが、参加者が固定している ・適切な表現を保持するためのチェック体制の継続と堅持

## 【主要課題2】男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

重点目標	④社会における制度や慣行についての配慮
施策の方向	(1)男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し (2)男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進
主な取組	・男女共同参画に関する情報の収集・提供 ・男女共同参画を妨げる社会制度・慣行見直しの呼びかけ ・男女共同参画に関するセミナー、講演会等の開催 ・男女平等意識の浸透、固定的な性別役割分担意識の解消のための広 報、啓発活動の推進
点検・評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	・男女共同参画社会づくりの推進状況を把握できるよう、継続した指標データの提供 ・町内における男女共同参画推進計画の周知活動におけるデータの活用

重点目標	⑤男女平等を推進する教育・学習の充実
施策の方向	(1)学校等における男女平等の教育の推進 (2)家庭、地域における男女平等の教育・学習の推進
主な取組	・学校教育全体を通した男女平等の教育の推進 ・教育関係者・保護者の男女共同参画に関する理解の促進 ・男女共同参画に関する講演会等の実施 ・家庭、地域における男女平等意識の醸成と学習機会の充実
点検・評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	<ul> <li>・社会情勢や住民ニーズに基づいた「女性の集い」に代わる新規事業立案の検討</li> <li>・女性団体の資質向上を目指した、社会貢献活動等の先進事例に触れる機会の創出</li> <li>・「かるがも通信」に替わる新たな情報提供方法の実施</li> <li>・男の料理教室等、男女共同参画意識を高める学習機会の充実</li> </ul>

## 【主要課題3】政策・方針決定過程への女性の参画拡大

重点目標	⑥町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大
施策の方向	(1)町の審議会等委員への女性登用の促進 (2)管理監督者への女性職員の登用促進
主な取組	・あらゆる場における女性の政策・方針決定過程への参画推進 ・多様なライフスタイルの女性が参加しやすい会議、委員会等の設定 ・女性の積極的登用のための広報・啓発活動 ・各種委員選出の際の公募や意見募集等、住民の積極的な町政への参 画促進 ・男女平等な研修機会の提供
点検・評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	・住民の町政参画への気運の醸成 ・女性委員の登用が難しい団体等における、女性委員登用の促進

重点目標	⑦地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大
施策の方向	(1)地域、事業者等への女性参画の働きかけ (2)女性人材の育成と情報の収集・提供
主な取組	<ul> <li>・採用拡大、職域拡大、管理職登用等女性の能力が発揮できるよう、事業者に向けた情報提供及び働きかけ</li> <li>・まちづくり、観光分野で活躍できる人材の発掘と、女性地域リーダーの育成</li> <li>・女性リーダー同士の情報交換や学習会等、女性の能力開発に向けた学習の場の提供と支援</li> </ul>
点検・評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	・厳しい雇用状況下における女性の採用拡大、男女や年齢による雇用 条件格差の改善促進 ・周知活動を入口とした、活躍できる人材発掘と、女性の地域リーダー 育成への取組

重点目標	⑧地域社会での男女共同参画の促進
施策の方向	(1)男女共同参画の視点に立った住民と行政の協働の推進 (2)地域の様々な活動への女性の参画の推進
主な取組	・男女共同参画の視点に立った地域活動や組織の支援 ・まちづくり分野での女性の参画推進と支援 ・観光・防災・環境それぞれの分野における女性の参画推進 ・環境保全活動への参画支援
点検・評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	・地域やまちづくりに関する女性の活動に対する支援 ・商工観光業振興のための女性の参画拡大 ・男女ともに参加しやすい防災訓練・研修の実施 ・環境分野に関する講演会等への女性参加率の向上

## 【主要課題4】家庭生活における活動と他の活動との両立

重点目標	⑨家庭生活での男女共同参画の促進
施策の方向	(1)家庭生活への男女共同参画の促進
主な取組	・家庭における固定的な性別役割分担にとらわれない意識の啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの啓発 ・育児・家事・介護への男性の参画促進 ・育児・家事・介護に携わる男性への情報提供、情報交換・交流の場 の提供
点検·評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	・男の料理教室など男性が家事に積極的に参画できる機会の創出 ・男性が参加しやすい体制の整備

重点目標	⑩仕事と育児・介護等の両立支援
施策の方向	(1) 育児休業・介護休業の制度等の普及 (2) 子育てにやさしい環境の整備
主な取組	・男女がともに働きながら職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備 ・地域社会全体で子育てをサポートできる体制の整備 ・子育てに関する情報収集・提供 ・保育体制の充実 ・放課後待機児童対策の充実 ・ひとり親家庭の自立のための生活支援
点検・評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	・両立できる就業環境整備に向けた事業所訪問活動の充実 ・子育て支援に関する制度の周知・利用促進 ・子育てに関する情報提供の充実 ・地域のニーズ等に即した保育サービス、放課後待機児童対策の推進 ・ひとり親家庭支援制度の周知

重点目標	⑪高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
施策の方向	(1) 高齢者や障害者等の支援の充実 (2) 介護・介護予防支援体制の充実
主な取組	・介護予防事業・生活支援事業の充実 ・高齢者の生きがい活動支援の充実 ・高齢者の就業環境の整備 ・高齢者介護サービスの充実
点検・評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	・地域と連携した介護予防事業のさらなる推進 ・地域活動、地域団体主催の活動への参加促進 ・高齢化が進む今後を見据えた事業計画・実施 ・シルバー人材センター登録者の加入促進 ・認知症への理解や支援につながる周知活動

### 【主要課題5】働く場における男女共同参画の推進

重点目標	⑫働く場における男女の均等な機会と待遇の確保			
施策の方向	(1)男女の均等な雇用の機会と待遇の確保 (2)雇用の継続を図るための環境整備			
主な取組	・男女雇用機会均等法の周知・徹底 ・セクシュアル・ハラスメントに関する配慮義務について周知・啓発 ・女性の就労継続支援 ・女性の再チャレンジ支援			
点検・評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	・男女雇用機会均等法に関して、事業所への周知活動と理解促進 ・女性が働きやすい環境の整備と現状把握 ・関係機関と連携した女性の再チャレンジ支援			

重点目標	③多様な働き方への条件整備
施策の方向	(1)新たな就業形態やニーズに応じた支援の推進
主な取組	・在宅勤務、ワークシェアリング等、新たな就業形態に関する情報提供 ・パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知 ・起業支援等雇用以外の就業環境の整備
点検・評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	・新たな就業形態や起業、事業に関する情報提供や知識の習得等への 支援

重点目標	⑭農山漁村における男女共同参画の確立
施策の方向	(1)方針決定の場への女性参画の推進 (2)女性の経営参画への促進
主な取組	・農協や漁協等各種団体の役員や委員、組合員としての女性の参画促進 ・農林水産業の従事者や関係団体の性別による固定的な性別役割分担 意識、習慣・しきたりを改める意識啓発 ・農林水産業での女性の地位確立と活動しやすい環境づくり
点検・評価結果 からみた今後 の課題(要旨)	・農業委員会に占める女性割合の増加 ・女性の独立した水産業の振興活動支援 ・農家の家族経営協定等の周知 ・農林漁家民宿開業の新たな掘り起こし

## 第4章 計画の基本的な考え方

# 第4章 計画の基本的な考え方

# 【1】基本理念と基本目標

#### 1. 基本理念

第1次計画においては、基本理念として「男女がともにあゆみ育てるまちーあいなんの創造ー」を目指す方向として掲げています。本町ではこの理念に基づき、人権尊重の理念を社会に根付かせ、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、様々な施策を推進してきました。

この基本理念は、「男女共同参画社会基本法」の主旨にも合致しているとともに、本町の総合計画(第2次愛南町総合計画2014~2021)に掲げる『ともにあゆみ育て創造するまち』の考え方に合致しています。

本計画においては、男女共同参画のさらなる取組の充実と推進を目指して、第1次計画において定めた基本理念を踏襲します。

# ● 本計画の基本理念 ●

# ~ 男女がともにあゆみ育てるまち ~

# -あいなんの創造-

#### 2. 基本目標

第1次計画における施策の体系をみると、まず5つの「主要課題」が設定されています。次に14の「重点目標」が設定され、さらにその傘下に26の「施策の方向」が設定されていました。

本計画における、計画の施策体系については、第1次計画策定から今日までの社会・ 経済的動向や、国や県の動き、住民の意識やニーズ等を踏まえ、改めて施策の体系を組 み直します。

特に、根拠法の一つとして「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が位置付けられたことを考慮する必要もあります。

本計画では、「主要課題」を改めて大きく3つの「基本目標」として位置付け、目標設定をより明確にしました。そのうち、基本目標2「男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり」の中に、女性活躍推進計画の取組を位置付けます。

- 【1】男女がともに認め合う社会づくり
- 【2】男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり(女性活躍推進計画)
- 【3】男女がともに安心して暮らせる社会づくり

#### 3. 基本施策と施策の方向

本計画においては、「基本目標」に基づく施策の方針として「基本施策」を設定し、 さらに、その傘下に 21 の「施策の方向」を位置付け、それぞれの具体的取組を推進し ます。

取組の推進にあたっては、本計画の主軸である啓発事業を中心に、家庭、地域、行政の協働により、年齢に関わらず男女が互いに認め合い、協力し合っていきいきと暮らせる社会づくりの実現を目指します。

基本施策1. 男女平等の視点に立った人権の尊重

基本施策2. 男女共同参画への理解促進と意識の浸透

基本施策3. 学びの場における男女共同参画の推進

基本施策4. ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進

基本施策 5. 働く場における男女共同参画の推進

基本施策 6. 政策や方針決定過程への女性の参画推進

基本施策 7. 地域活動における男女共同参画の推進

基本施策8. あらゆる暴力を根絶するまちづくり

基本施策9. ともに支え合う福祉環境づくり

基本施策 10. 生涯にわたる男女の健康づくり

以上を「体系図」として取りまとめると、次のように表現されます。

# 【2】計画の体系

# 基本理念

男女がともに あ ゆ み 育てるま ち あ 61 な

ん

の

創 浩

基本施策 ── 施策の方向

# 【1】男女平等の視点に立った人権の尊重

- 1. 人権の尊重と人権意識づくり
- 2. 男女共同参画の視点に立った広報等表現の促進

# 【2】男女共同参画への理解促進と意識の浸透

- 3. 社会制度・慣行の見直しの推進
- 4. 啓発・広報活動の推進

#### 【3】学びの場における男女共同参画の推進

- 5. 学校等における男女平等の教育の推進
- 6. 多様な学習機会の提供

# 【4】ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進

- 7. 家庭生活における男女共同参画の推進
- 8. 子育て・介護支援等の充実
- 9. 多様な働き方への条件整備

# 【5】働く場における男女共同参画の推進

- 10. 就労の場における男女共同参画の推進
- 11. 農林水産業における男女共同参画の確立

#### 【6】政策や方針決定過程への女性の参画推進

- 12. 政策・方針決定過程における女性参画の推進
- 13. 女性人材の育成と情報提供の充実

# 【7】地域活動における男女共同参画の推進

- 14. 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
- 15. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進

### 【8】あらゆる暴力を根絶するまちづくり

- 16. あらゆる暴力の根絶
- 17. 安心できる相談・支援体制の充実

#### 【9】ともに支え合う福祉環境づくり

- 18. 高齢者や障害者への支援
- 19. 生活福祉の推進

#### 【10】生涯にわたる男女の健康づくり

- 20. 生涯にわたる健康づくり
- 21. 健康対策の充実

[基本目標2] 男女がともに いきいきと 活躍できる 社会づくり

(女性活躍推進計画)

「基本目標1] 男女がともに

認め合う

社会づくり

[基本目標3] 男女がともに 安心して暮らせる 社会づくり

# 第5章 施策の展開

# 第5章 施策の展開

# 基本目標1

# 男女がともに認め合う社会づくり

# 【基本施策1】男女平等の視点に立った人権の尊重

#### ■現状と課題■

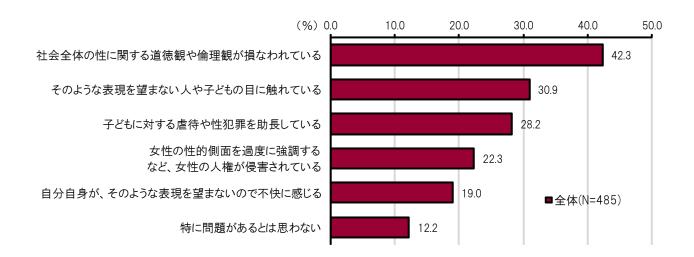
本町の「第2次愛南町総合計画2014~2021」においては、基本構想の「豊かな心と文化を育むためのひとづくり」という政策大綱の中に男女共同参画を位置付けています。

人権の尊重は、男女共同参画社会の根底を成す考え方であり、日本国憲法では、全ての国民が法の下に平等であることを保障しています。男女共同参画社会基本法においても、「男女の人権の尊重」及び「社会における制度または慣行についての配慮」が筆頭に掲げられています。

平成27年9月に実施した「愛南町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」(以下「アンケート調査」と表記)の結果では、メディアにおける性・暴力表現について、「社会全体の性に関する道徳観や倫理観が損なわれている」という意見が4割以上で最も多く、次いで「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている」「子どもに対する虐待や性犯罪を助長している」などが上位に回答されています。

一方、「特に問題があるとは思えない」と回答した人は、全体では 12.2%ですが、男性の 30 歳代では 3割を超えるなど、メディアにおける女性の人権を尊重する意識には、性別や年齢層によって差がみられます。

#### ■アンケート結果「メディアにおける性・暴力表現について」(上位項目を抜粋)■



注:N(またはn)は比率算出上の基数(標本数)を示します(以下同様)

近年、インターネットやスマートフォンなどの急速な普及により、メディアも多様化しています。固定的な性別役割分担意識などにとらわれた表現や、過激な暴力表現など、表現の自由とのバランスに配慮しながら、人権に配慮した情報の発信が求められています。

本町では、第1次計画において、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を育成するための支援、いわゆる「メディア・リテラシー\*」の向上支援を図ってきました。

引き続き、メディアにおける人権に配慮した表現の促進をはじめ、人権尊重意識の啓発や、性差別につながらない適切な表現の推進が必要です。

#### ■取組の方向■

- ○人権に関する基本的な知識や考え方を理解し、人権意識を身につけるための人 権教育・啓発を推進します。
- ○広報等において人権尊重に配慮するとともに、様々なメディアにおける人権問題等を、正しく読み解く力を身につけることができる、能力の育成を支援します。

#### ■具体的な取組■

# 1. 人権の尊重と人権意識づくり

取組内容	具体的な取組	関係課
情報を主体的に 読み解く力、自 ら発信する能力 の育成支援	○情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力向上 のための支援を図ります。	
	○正しい人権意識を持つための学習機会を提供し ます。	総務課
	○人権問題や男女共同参画意識に関するメディ ア・リテラシーの向上支援を図ります。	保健福祉課 学校教育課 生涯学習課
	○学校・公民館等からの有害情報を排除します。	
	○人権・同和教育指導者養成講座を開催するなど、 人権・同和教育を推進します。	

<sup>※【</sup>メディア・リテラシー】メディアからの情報を主体的に読み解く能力、アクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力 の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

# 2. 男女共同参画の視点に立った広報等表現の促進

取組内容	具体的な取組	関係課
	○男女共同参画の視点に立った表現の調査研究及 び町の広報やホームページ、刊行物等のガイドラ インを設定します。	
男女共同参画の 視点に立った表 現の調査研究等	○町の広報や刊行物等において、性差別につながら ない適切な表現を推進します。	総務課
	○町の広報や刊行物等の作成時に女性職員の視点 を生かします。	



# 【基本施策2】男女共同参画への理解促進と意識の浸透

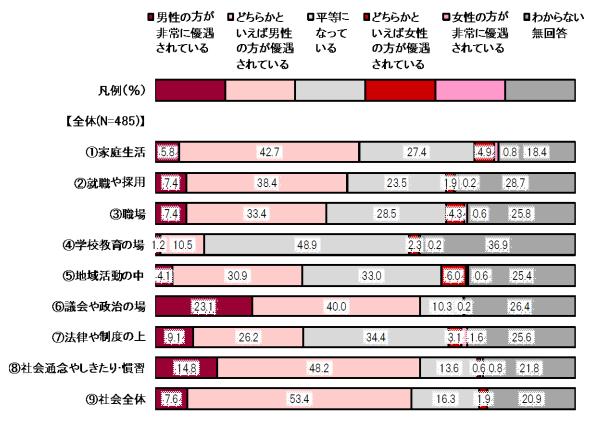
#### ■現状と課題■

現在、男女共同参画という言葉も、多くの人に浸透しつつありますが、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く、生活習慣等を通して無意識に継承され、男女の個性や能力の発揮、また選択の自由などを阻害する要因の一つとなっています。

住民の一人ひとりが、性別に関わらず、個性を生かしながらその能力を十分に発揮するためには、家庭や学校、地域社会や職場などのあらゆる場において、男女平等と男女 共同参画について理解を促進し、意識を高めることが必要です。

アンケート調査結果では、男女の地位は、すべての分野において「男性優遇\*」の割合が「女性優遇」の割合を上回っており、特に、「議会や政治の場」「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」で目立っています。

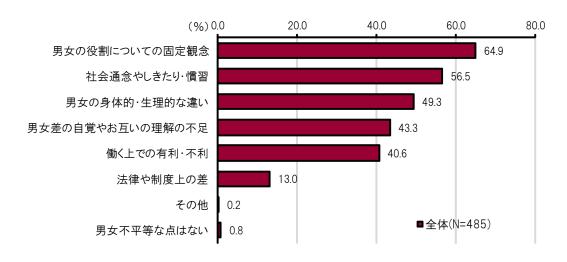
#### ■アンケート結果「男女の地位の平等意識」■



※「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせて『男性優遇』、「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合わせて『女性優遇』と表記しています。

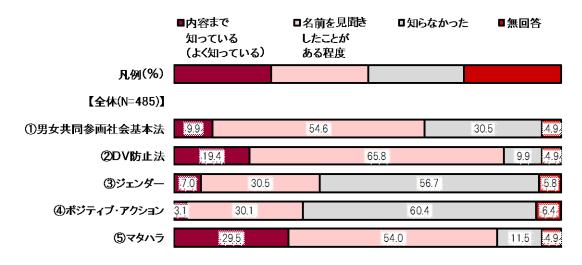
次に、男女不平等が生じる原因をみると「男女の役割についての固定観念」が最多で、「社会通念やしきたり・慣習」がそれに続いています。

#### ■アンケート結果「男女不平等が生じる原因」(上位項目を抜粋)■



男女共同参画に関する用語の認知状況をみると、「内容まで知っている(よく知っている)」の割合が高い項目として、「⑤マタハラ(マタニティ・ハラスメント<sup>\*1</sup>)」が約3割、「②DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」が約2割などとなっています。一方で、「③ジェンダー<sup>\*2</sup>(社会的・文化的につくられた性別)」は過半数、「④ポジティブ・アクション(積極的改善措置)<sup>\*3</sup>」は6割が「知らなかった」と回答しています。

#### ■アンケート結果「男女共同参画に関する用語の認知状況」■



※1【マタハラ(マタニティ・ハラスメント)】職場などで、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いを受けること。

※2【ジェンダー】社会通念や慣習など、社会的・文化的につくりあげられた「男性像」「女性像」で、良い・悪いの価値を含むものではなく、 国際的に使われている言葉。

※3【ポジティブ·アクション】男女労働者の間に、女性が男性よりも能力を発揮しにくい環境におかれている場合に、それを解消するため、 企業などが行う自主的かつ積極的な取組を言う。 社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が強い現状において、男女がお互いに認め合い、尊重し合いながら、男女共同参画社会を実現することが求められています。そのため、従来の固定観念や社会通念、しきたり、慣習を見直すための継続的かつ日常的な意識啓発が必要です。

#### ■取組の方向■

- ○性別による固定的な役割分担意識が残る社会制度や慣行を見直し、男女共同参画に関する認識が高まるよう、様々な機会を通じて意識啓発や各種情報の提供等を行います。
- ○誰もが、男女共同参画に関心を持ち、理解を深めることができるよう、セミナー や講演会、研修会等など、様々な機会を通じて広報・啓発活動及び情報提供を 進めます。

#### ■具体的な取組■

#### 3. 社会制度・慣行の見直しの推進

取組内容	具体的な取組	関係課
男女共同参画に 関する情報の収 集・提供	○男女平等の慣行や、社会通念の実態について把握 に努めるとともに、町内の男女共同参画に関する 取組や活動状況などについての調査及び結果の公 表に努めます。	企画財政課
	○国や県などが行う事業、関連データや資料などに ついての情報提供を行います。	

# 4. 啓発・広報活動の推進

取組内容	具体的な取組	関係課
	○男女共同参画に関するセミナーや講演会、研修会 等を開催し、男女共同参画についての理解促進と 意識の浸透を図ります。	
啓発・広報活動	○「ジェンダー(社会的·文化的につくられた性別)」 の視点の定義についてのわかりやすい広報・啓発 活動に努めます。	
の推進と社会制度・慣行の見直し	○住民や事業者に対し、男女共同参画の妨げとなる 社会制度や慣行を見直すことについて、呼びかけ を行うとともに、男女平等意識の浸透を図るため の広報・啓発活動を推進します。	企画財政課
	○特に、男性や若年層を対象とした性別による固定 的な役割分担意識を解消するための広報・啓発活 動の充実に努めます。	





# 【基本施策3】学びの場における男女共同参画の推進

## ■現状と課題■

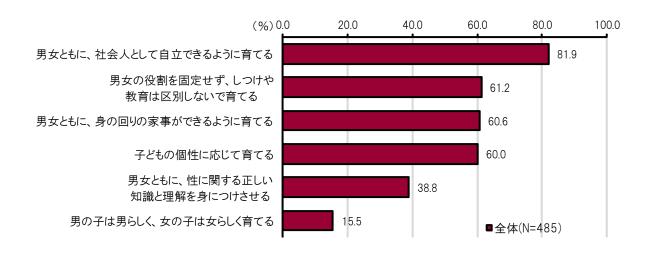
男女がともに、個性に応じてその能力を発揮し社会参画していくためには、その基礎となる子どもの頃からの教育や学習における意識づくりが非常に重要です。

特に、幼児期や学童期は、人間形成の基礎をつくる大切な時期であり、保育所や幼稚園、学校等における保育や教育は、男女共同参画意識の形成に重要な役割を担っています。

アンケート調査結果では、男女の地位の平等意識をみると、学校教育の場では「平等になっている」割合が約半数と、他分野よりも高くなっています(28ページグラフ参照)。

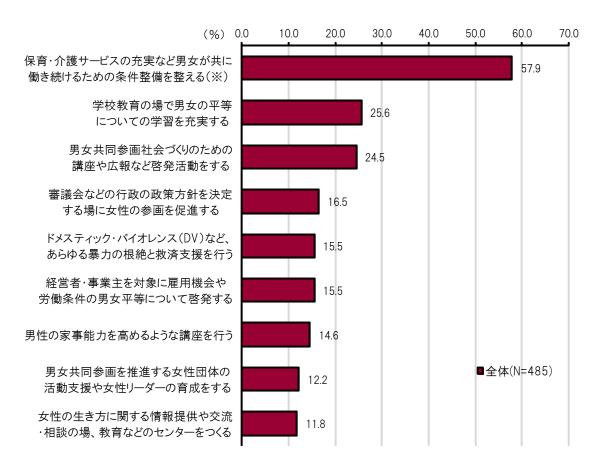
子どもの育て方については、「男女ともに、社会人として自立できるように育てる」「男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる」など、男女ともに役割を区別しない育て方が必要と考える回答が主流となっています。

#### ■アンケート結果「子どもの育て方について」(上位項目を抜粋)■



また、男女共同参画を積極的に進めるために、本町に求められる施策では、「保育・介護サービスの充実や育児・介護休業制度などの普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える」が突出して多く、次いで「学校教育の場で男女の平等についての学習を充実する」「男女共同参画社会づくりのための講座や広報など啓発活動をする」に対する支持が高くなっており、教育や学習を通じた男女共同参画の意識啓発が重要視されています。

#### ■アンケート結果「男女共同参画の推進に必要と思う施策」(上位項目を抜粋)■



※「保育・介護サービスの充実や育児・介護休業制度などの普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える」(図表文省略)

人権尊重を基盤とした男女共同参画について、子どもの頃からの意識づくりや、進路 等の選択の場面で、性別にとらわれない選択を可能にする環境づくりが必要です。

また、学校教育のみならず、社会教育や生涯学習の機会を通じて、家庭や学校、地域など、様々な場における男女平等と相互理解についての学習機会の充実が必要です。

#### ■取組の方向■

- ○学校教育全体を通して、性別に関わりなく、一人ひとりの個性や能力を伸ばす 教育を充実します。
- ○生涯にわたって、人権尊重や男女共同参画について学べるように、学校から家 庭、地域における男女共同参画に関する教育や学習の場の提供を推進します。

# ■具体的な取組■

# 5. 学校等における男女平等の教育の推進

取組内容	具体的な取組	関係課
学校教育全体を 通した指導の充 実	○男女共同参画の視点に立ち、児童・生徒の心身の 発達段階に応じた学習の系統化を図ります。	
	○性別によらない、児童・生徒の個性や特性に応じ た進路指導を実施します。	
	○家庭科指導等の充実を図るとともに、教科、道徳、 特別活動、総合的な学習の時間等を活用した体験 的な男女平等に関する教育を推進します。	学校教育課
	○ボランティアなど勤労体験学習等の充実に努めま す。	
	○男女共同参画に対する正しい理解の浸透を図るため、教育関係者等に対する研修等の実施や意識啓 発を実施します。	
教育関係者の男 女共同参画に関 する理解の促進	○教職員を対象とした男女共同参画に関する研修会 等を実施します。	学校教育課 生涯学習課
	○PTA活動などにおける男女共同参画に関する勉 強会等への支援を行います。	

# 6. 多様な学習機会の提供

取組内容	具体的な取組	関係課
男女共同参画に 関する講演会等 の実施	○男女共同参画に対する理解を深めるための、住民 を対象とした講演会等を実施します。	企画財政課
	○男性や若年層など、誰もが参加しやすい男女共同 参画についての講演会等の実施に向け、開催時間 帯や曜日などに配慮します。	保健福祉課 生涯学習課
家庭、地域における男女平等意識の醸成と学習機会の充実	○家庭における固定的な役割分担にとらわれない意 識の醸成を図るとともに、男女がともに家事・育 児・介護など家族的責任を担うことについての広 報・啓発に努めます。	
	○公民館での講座等を利用した、「男の料理教室」 の開催など、男女共同参画に対する意識を高める 学習機会の充実に努めます。	企画財政課 保健福祉課 生涯学習課
	○地域ごとや小グループでの、男女共同参画につい ての勉強会等に対する支援に努めます。	
	○男女共同参画に関する資料や図書の整備、情報提 供等による学習支援に努めます。	



# 基本目標2

# 男女がともにいきいきと活躍できる社会づくり (女性活躍推進計画)

# 【基本施策4】ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進

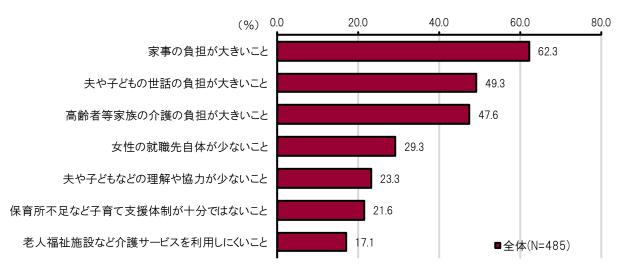
#### ■現状と課題■

男女がともに仕事と家事、子育てや介護などの家庭生活、また、ボランティア活動や 地域活動などへの参画を通じて、あらゆる場面において活躍できることは、男女共同参 画社会の基本的な考え方です。

年齢や性別に関わらず、やりがいを感じながら働くとともに、いきいきとした生活を 送るためには、仕事と家庭生活との調和、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の考 え方が重要です。

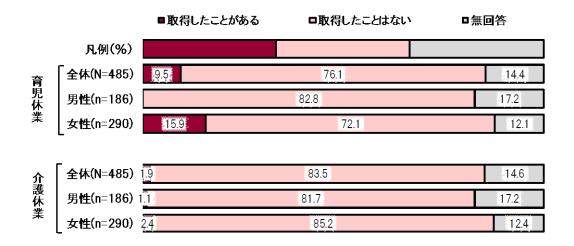
アンケート調査結果では、女性が働く上で支障となることとして「家事の負担が大きいこと」が6割と最も多く、次いで「夫や子どもの世話の負担が大きいこと」「高齢者等家族の介護の負担が大きいこと」と続き、家庭内の仕事の負担が上位を占めており、家事、子育て、介護というキーワードが浮かびます。

#### ■アンケート結果「女性が働く上で支障となること」(上位項目を抜粋)■



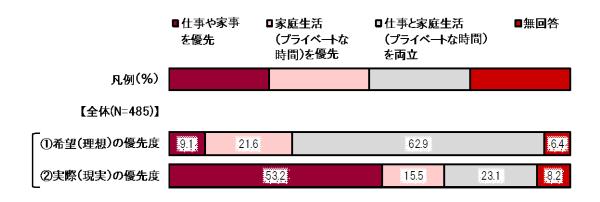
一方、育児休業や介護休業の取得状況をみると、育児休業の取得状況については、全体の7割以上が「取得したことはない」と回答しており、取得率は1割未満 (9.5%)となっています。性別でみると、女性の取得率は15.9%、男性の取得者はみられません。また、介護休業の取得状況については、8割以上が「取得したことはない」と回答しており、性別、年齢別にみても、取得率はごくわずかにとどまっています。

#### ■アンケート結果「育児休業・介護休業の取得状況」(性別)■



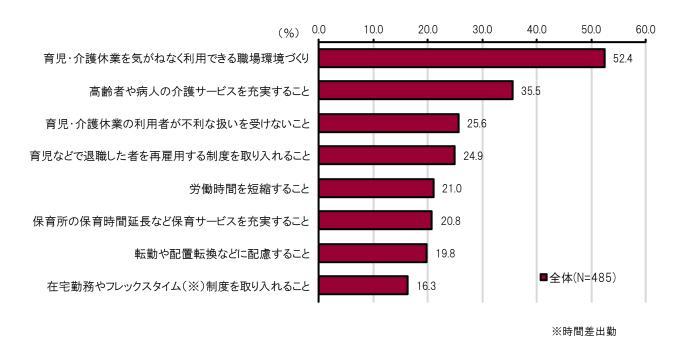
次に、日常生活の理想と現実意識についてみると、①希望(理想)の優先度は、「仕事と家庭生活(プライベートな時間)を両立」が大半を占めていますが、②実際(現実)の優先度をみると、「仕事や家事を優先」が過半数を占め最も多く、「仕事と家庭生活(プライベートな時間)を両立」は2割程度にとどまり、理想と現実のギャップが非常に大きいことがうかがえます。

#### ■アンケート結果「日常生活の理想と現実についての意識」■



男女がともに、仕事と家庭の両立をし続けるために必要と思うことについては、「育児・介護休業を気がねなく利用できる職場環境づくり」が半数以上の回答で最も多く、次いで「高齢者や病人の介護サービスを充実すること」「育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにすること」「育児などで退職した者を再雇用する制度を取り入れること」の順となっています。

#### ■アンケート結果「男女がともに、仕事と家庭の両立をし続けるために必要と思うこと」(上位項目を抜粋)■



仕事と家庭生活との両立に向けて、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、 労働時間の短縮、多様な働き方への支援など、様々な施策に取り組むことが必要です。 本町では、「愛南町子ども・子育て支援事業計画」や「愛南町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画」に基づき、様々な子育て支援、介護支援を推進しているところです。 今後も引き続き、子育て支援の充実をはじめ、介護支援の充実など、あらゆる側面か らワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要があります。

#### ■取組の方向■

- ○男女がともに仕事と家庭、地域生活の両立が可能となり、やりがいや充実感の ある人生が送れるように、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に努めます。
- ○育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備に向けて、事業所等に対する法制度に関する周知・啓発を推進します。
- 〇子ども・子育て支援体制及び介護支援体制の充実を図り、職業生活と家庭生活 を両立できる環境の整備を目指します。

# ■具体的な取組■

# 7. 家庭生活における男女共同参画の推進

取組内容	具体的な取組	関係課
	○家庭において、固定的な役割分担にとらわれない 意識づくりのための啓発活動を推進します。	
男女平等の理念 に基づく、個 人・家庭を尊重 する意識の啓発	○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) の浸透と、意識づくりのための啓発活動を推進し ます。	生涯学習課
	○育児·家事·介護に携わる男性への情報提供や、 男性同士の情報交換·交流の場の提供に努めます。	

# 8. 子育て・介護支援等の充実

取組内容	具体的な取組	関係課
職業生活と家庭 生活が両立でき る支援体制の整 備	○育児休業・介護休業の制度等の普及をはじめ、男女がともに働きながら育児や介護に取り組むことができる条件や環境づくり、支援体制の整備等について、事業所に働きかけます。	総務課 企画財政課 商工観光課
子育て支援体制 の整備	○地域子育で支援拠点事業をはじめ、地域社会全体で子育でをサポートできる体制づくりに努めるとともに、あいなん子育で応援グループ機関誌などによる、子育でに関する情報を収集・提供します。	企画財政課
	○ボランティアネットワークの構築をはじめとす る、子育て支援体制の整備を図ります。	町民課 保健福祉課 生涯学習課
保育体制の整備	○多様化する保育ニーズを把握し、保育体制の充実 を図ります。	

取組内容	具体的な取組	関係課
放課後待機児童 対策の充実	○放課後待機児童に関する住民のニーズの把握に努めるとともに、放課後待機児童の受入れ体制の整備を図ります。	企画財政課 町民課 保健福祉課 生涯学習課
高齢者介護サービスの充実	○介護・保健施設等との連携を図りながら介護保険 制度の円滑な運営を図ります。	
	○認知症サポーターや生活介護支援サポーター養成 講座を実施します。	- 高齢者支援課
	○男女の違いに配慮した医療や介護・介護予防対策 を推進します。	
	○家族介護者の負担軽減を図るための体制の整備に 努めます。	

# 9. 多様な働き方への条件整備

取組内容	具体的な取組	関係課
職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備	○就職支援センターを通じ、安心して女性が働ける 職場づくりの啓発活動を推進します。	総務課
	○職業訓練等、女性の就業を支援するとともに、創 業・起業に対する支援も行います。	企画財政課 商工観光課
新しい働き方の 情報提供及び普	○事業所に対して、在宅勤務、ワークシェアリング 等、多様な就業形態に関する情報提供や導入を呼 びかけます。	商工観光課
及促進	○パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知を図 ります。	
起業支援等就業 環境の整備	○起業や事業経営に関する情報提供や、知識の習得 等への支援を行います。	商工観光課

# 【基本施策5】働く場における男女共同参画の推進

#### ■現状と課題■

人口減少、少子高齢化などの影響により、若い世代の就労者が減少する近年の労働市場において、将来にわたり持続可能で活力ある社会を築いていくためには、より一層の女性の労働力が求められます。

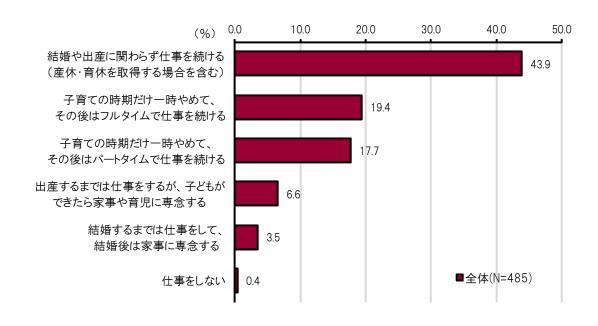
一方で、女性の働き方は、結婚や妊娠・出産などライフステージの転機によって影響を受けます。そのような中、女性自身にも就労意欲が高まり、就労を継続することや、 一旦仕事を辞めて再就職を希望する女性、あるいはこれまで男性の多かった職場への進 出など、女性の就労に対するニーズも多様化しています。

しかし、育児・介護休業制度などの整備が進んでいるにも関わらず、出産や育児等に よる再就職や、待遇の面では依然として男女間の格差がみられます。

アンケート調査結果では、男女の地位の平等意識をみると、職場では「平等になっている」割合が約3割程度であり、男性優遇意識が主流となっています(28ページグラフ参照)。

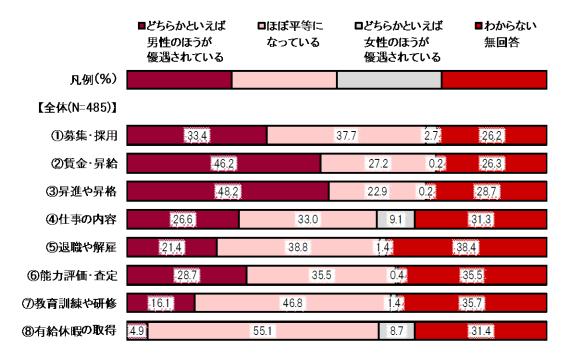
女性の望ましい働き方については、「結婚や出産に関わらず仕事を続ける(産休・育休を取得する場合を含む)」が最も多く、次いで「子育ての時期だけ一時やめて、その後は(フルタイムやパートタイムで)仕事を続ける」いわゆる「M字就労」意識が続いています。

#### ■アンケート結果「女性の望ましい働き方」■



次に、職場における男女の扱いについてみると、「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」の回答が高い順に「③昇進や昇格」「②賃金・昇給」「①募集・採用」などの順となっています。「ほぼ平等になっている」の回答については、「⑧有給休暇の取得」「⑦教育訓練や研修」などが比較的高くなっています。

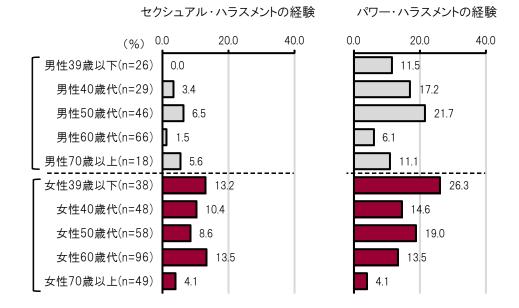
#### ■アンケート結果「職場における男女の扱いについて」■



セクシュアル・ハラスメント (相手の意に反した不快な性的言動や嫌がらせなどの行為「セクハラ」) を「自分が直接経験したことがある」への回答を、性・年齢別でみると、女性の39歳以下及び60歳代で他の年齢層に比べて高いことが目立っています。

また、パワー・ハラスメント (職務上の地位や権限を利用し、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるような行為「パワハラ」) の経験については、男性 40~50 歳代及び女性 39 歳以下でその割合がそれぞれ高く、特に女性 39 歳以下の4人に1人以上がパワー・ハラスメントを直接経験しています。

■アンケート結果「セクシュアル・ハラスメント・パワー・ハラスメントを経験したことがある」割合(性・年齢別)■



雇用や就労における男女の均等な機会と待遇の確保や、女性の就労の継続、再就職などに対する支援への取組を、関係機関と連携して推進する必要があります。

また、ライフステージに応じた多様な働き方を選べるよう、再チャレンジ支援や新たな 就労形態や環境についての整備・支援が必要です。

#### ■取組の方向■

- ○関係機関と連携し、雇用や就業における男女の均等な機会の確保や、女性の継続就労、再就職を支援します。
- ○事業所や地域社会において、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは重大な人権侵害であるという意識の啓発に努めます。
- ○農林水産業等において、女性が経営や意思決定に参画する機会が確保されるよう、 啓発等に努めます。

# ■具体的な取組■

# 10. 就労の場における男女共同参画の推進

取組内容	具体的な取組	関係課	
男女雇用機会均 等法の周知・徹 底	○様々な媒体や機会を通じて、男女雇用機会均等法 の周知・普及を図ります。	総務課 企画財政課	
	○事業所等に対し、採用や待遇面での男女差解消に 向けた啓発に努めます。	商工観光課	
女性の就労継続 支援	<ul><li>○女性が職場においても母性を保護、尊重され、働きながらでも安心して出産できるよう、母性健康管理の条件整備を事業所等に働きかけます。</li></ul>	商工観光課	
女性の再チャレ ンジ支援	○就職支援センター等関係機関の協力を得て、子育 てや介護等で一時仕事を中断した女性の再就職 (女性の再チャレンジ)のための情報収集と提供 に努めます。	商工観光課	
	○再就職希望者の知識・技術習得、職業訓練に対す る支援を行います。	商工観光課	
	<ul><li>○セクシュアル・ハラスメントに関し、就業規則での規制や相談窓口の設置など、雇用管理上の事業主の配慮義務について周知・啓発を図ります。</li></ul>	総務課	
多様なハラスメ ントの防止・救 済に向けた環境 の整備	○職場のセクシュアル・ハラスメントや、パワー・ ハラスメントを未然に防止するための啓発活動を 促進します。	企画財政課 商工観光課 保健福祉課 高齢者支援課 学校教育課	
	<ul><li>○町職員に対するセクシュアル・ハラスメントや、 パワー・ハラスメント防止についての研修会を実 施します。</li></ul>	生涯学習課	

# 11. 農林水産業における男女共同参画の確立

取組内容	具体的な取組	関係課
各種団体におけ る女性委員の参 画促進	○農協や漁協など、関係団体における役員や委員、 また組合員としての女性の参画推進のための広 報・啓発に努めます。	
農林水産業の事 業者や関係団体 への意識啓発	○固定的な性別役割分担意識と、それに基づく習 慣・しきたりを改めるための啓発に努めます。	## +++ ==##
農林水産業での 女性の地位確立 と活動しやすい 環境づくり	○家族経営協定に関する啓発と締結を支援します。	農林課 水産課
	○女性の認定農業者の増加に向けて支援します。	
	○女性の視点を活かした農林水産業の6次産業化支援、またグリーンツーリズム、ブルーツーリズム への取組を支援します。	



# 【基本施策6】政策や方針決定過程への女性の参画推進

#### ■現状と課題■

社会のあらゆる分野に、男女がともに参画できる環境をつくり、新たな視点や発想を 取り入れながら様々な人材の能力を活用していくことは、活力ある社会や経済を創造し ていくためにも重要です。

アンケート調査結果では、男女の地位の平等意識について、議会や政治の場では、男性優遇意識が他の分野を大きく上回っている一方で、「平等になっている」割合が最も低いことが目立っています(30ページグラフ参照)。

男女共同参画の推進に必要と思う施策については、「審議会などの行政の政策方針を 決定する場に女性の参画を促進する」を求める意見が上位に回答されています (35 ペー ジグラフ参照)。

また、例えば「営業職に女性がほとんど配置されていない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」など、男女労働者の間に事実上生じている差がある時、それを解消しようと企業などが行う自主的かつ積極的な取組を「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」と言います。アンケート調査結果で、この言葉の認知状況をみると、「内容まで知っている」は3.1%と僅かであり、「知らなかった」と回答した人が6割を占めています(31ページ下グラフ参照)。

一方、本町の各審議会等における委員総数のうち、女性委員が占める比率をみると、 平成27年4月現在30.1%で、5年前に比べてやや増加しています。

#### ■審議会等における女性委員■

	行政委員会委員数 <sup>注1</sup>			審議会等委員数 <sup>注2</sup>		
	総数	うち女性	女性割合	総数	うち女性	女性割合
平成 22 年4月現在	48 人	9人	18.8%	476 人	122 人	25.6%
平成 27 年4月現在	43 人	8人	18.6%	481 人	145 人	30.1%

注1:地方自治法第 180 条の5に基づくもの注2:地方自治法第 202 条の3に基づくもの

本町職員の行政職管理職に占める女性管理職の割合については、平成 27 年4月現在 15.2%となっています。

#### ■職員の女性管理職■

				うち行政職(福祉職・教育職除く)		
	総数	うち女性	女性割合	管理職 総数	うち女性	女性割合
平成 22 年4月現在	49 人	5 人	10.2%	49 人	5 人	10.2%
平成 27 年4月現在	41 人	6人	14.6%	33 人	5 人	15.2%

資料:企画財政課

各種審議会等における委員や、町職員の管理職など政策決定の場をはじめ、事業所や 地域活動の場など、様々な方針決定過程の場に、女性の参画を促進する取組が引き続き 必要です。そのためには、町が率先して積極的に取り組むとともに、事業所や各種団体 等に対する働きかけ、講習会・研修会の支援など様々な機会を通じた啓発等が必要です。

# ■取組の方向■

- ○あらゆる場において、女性の政策・方針決定過程への参画の推進と機運の醸成 を図ります。
- ○様々な分野において、女性が能力を十分に発揮できる機会を拡大し、女性の能力開発に向けた学習の場の提供に努めます。
- ○地域における女性リーダーの育成支援と、人材の発掘支援に努めます。

#### ■具体的な取組■

#### 12. 政策・方針決定過程における女性参画の推進

取組内容	具体的な取組	関係課
あけ、まな世のでは、おびのでは、おびのでは、はのでは、はのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	○各種審議会等における委員や、町職員の管理職な ど政策決定の場において、数値目標を伴うポジ ティブ・アクション(積極的改善措置)の導入に よる女性の登用数の確保を図ります。	
	○町が率先して政策・方針の立案段階から女性の積 極的登用を図ります。	
	○女性の積極的登用に向けた広報・啓発活動を推進 します。	総務課
	○各種委員の選出に際しての公募性の拡大を図ると ともに、子育て中、介護中の人でも参加しやすい 形式の会議、委員会等の設定に努めます。	
	○公聴会、パブリックコメント、アンケート等を通 じて、住民の町政に対する意見を広く収集し、施 策への反映に努めます。	

取組内容	具体的な取組	関係課
町女性職員の管 理職への登用促 進等	<ul><li>○経験や能力の実証に基づき、能力のある女性職員について、管理・監督する立場への積極的な登用に努めるとともに、町職員の配置と登用における性別による偏りの解消に努めます。</li><li>○男女平等な研修機会の提供に努めます。</li></ul>	総務課

# 13. 女性人材の育成と情報提供の充実

取組内容	具体的な取組	関係課
女性の能力発揮 のための機会拡 大に向けた積極 的な取組	○事業所等に対し、男女の格差を改善するため方策 についての情報を提供します。	
	○事業所等に対し、女性の採用拡大、職域拡大、管理職登用等の能力発揮の機会拡大を働きかけます。	総務課 企画財政課
	〇男女共同参画に積極的に取り組む事業者等の紹介 や表彰等を行い、意識の醸成に努めます。	商工観光課
	<ul><li>○女性団体等へ、男女共同参画に関する学習機会の 提供等を通じた活動支援を行います。</li></ul>	
女性地域リーダーの発掘と育成	○まちづくり、観光分野で活躍する人材の発掘及び 女性の地域リーダーの育成に努めます。	企画財政課
	○様々な分野の政策や方針決定過程において、女性 の参画が進むよう、女性団体等の連携を働きかけ ます。	
女性の能力開発 にむけた学習の 場の提供	○女性の能力開発を図るための講座や、学習の機会 等に関する情報を広報やホームページ等を活用し て提供します。	企画財政課 保健福祉課
	○女性リーダー同士の情報交換、学習会に対する支 援を行います。	生涯学習課

# 【基本施策7】地域活動における男女共同参画の推進

#### ■現状と課題■

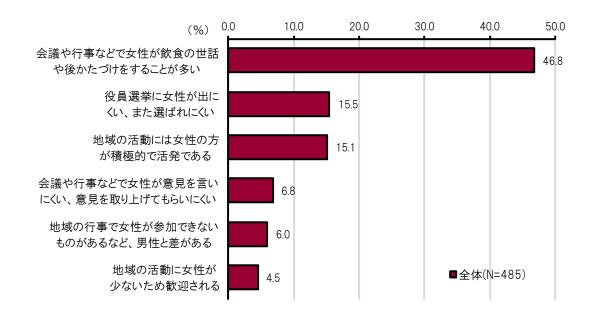
少子高齢化や、それに伴う夫婦のみの世帯、単身世帯の増加など小世帯化の進行、あるいは地域における人間関係の希薄化など、様々な社会的環境の変化が進む中、地域社会の果たす役割はますます大きくなっています。

本町では、第1次計画において、地域での様々な活動を通じた男女共同参画の取組を はじめ、まちづくり分野での女性の参画推進と支援、観光・防災・環境などの分野にお ける女性の参画推進を図ってきました。

アンケート調査結果では、男女の地位の平等意識について、地域活動の中においては、「平等になっている」割合が33.0%と、他分野よりも比較的高くなっています(28ページグラフ参照)。

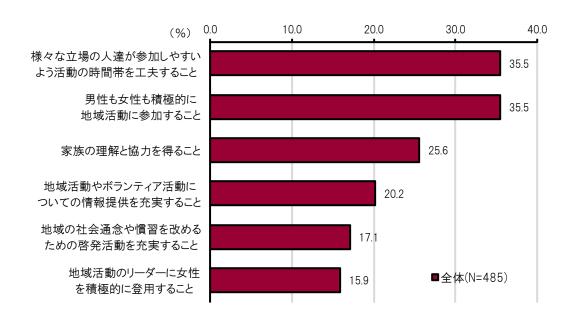
その一方で、地域での様々な活動においては「会議や行事などで女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」と回答した人が突出して多く、次いで「役員選挙に女性が出にくい、また選ばれにくい」などが続いています。

#### ■アンケート結果「地域活動における男女間の格差」(上位項目を抜粋)■



また、地域社会で男女共同参画を積極的に推進するためには「様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」や、「男性も女性も積極的に地域活動に参加すること」がそれぞれ上位に回答されています。

■アンケート結果「地域活動において、男女共同参画を積極的に進めるために必要なこと」(上位項目を抜粋)■



地域活動においては、多忙な人を含め、様々な立場の人達が地域活動に参加しやすい 環境づくりを進め、男女がともに意見を出し合い、協力して地域活動を推進できるよう、 特に女性の活動支援を充実していくことが大切です。

また、近年、防災への関心が高まる中、防災に男女ニーズの違い等に配慮した視点を 取り入れるなど、男女がともに安心して暮らすことのできる地域づくりが必要です。

#### ■取組の方向■

- ○男女がともに地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるように、 様々な機会を通じて地域活動への支援に努めます。
- ○防災やまちづくりなど、幅広い地域活動分野への女性の参画促進に努め、女性 の視点も取り入れた地域活動を促進します。

# ■具体的な取組■

# 14. 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

取組内容	具体的な取組	関係課
男女共同参画の	○性別や年齢に関わらず、誰もが積極的に参加できるボランティア活動の充実を図るとともに、誰もがその能力が充分に発揮できるよう、ボランティアネットワークの構築を目指します。	保健福祉課
視点に立った地域活動への支援	○自主的な活動を行う各種団体との連携を強化し、 行政との協働を推進します。	生涯学習課
	<ul><li>○地区組織員の自主的活動の支援をはじめ、地区組 織員のネットワークづくり、各種地域団体の活動 を支援します。</li></ul>	

# 15. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進

取組内容	具体的な取組	関係課
まちづくり分野 での女性の参画 推進	○まちづくりを担う地域リーダーを育成するため、 研修等の支援を行います。	
観光分野での女性の参画推進	○地域の観光資源の掘り起こしや、観光関連商品・ サービス開発に際して、女性の参画を促進します。	企画財政課商工観光課
防災分野での女性の参画推進	○男女のニーズの違い等、双方の視点に配慮した地域防災計画の策定に努めます。	防災対策課環境衛生課
	○消防団等防災分野への女性の参画拡大を図るとと もに、男女ともに参加しやすい訓練・研修の実施 に努めます。	

取組内容	具体的な取組	関係課
環境分野での女 性の参画推進と 環境保全活動へ の参画支援	<ul><li>○環境保全活動を行う団体等への女性の参画を支援するとともに、環境保全活動を行う団体と、行政、研究機関、NPO等団体とのネットワークの構築・連携を支援します。</li><li>○環境問題に関する情報提供や、勉強会等への支援を行います。</li></ul>	企画財政課 商工観光課 防災対策課 環境衛生課
	○環境問題に関する小規模な講演会を企画し、女性 の参加率向上に努めます。	



# 男女がともに安心して暮らせる社会づくり

# 【基本施策8】 あらゆる暴力を根絶するまちづくり

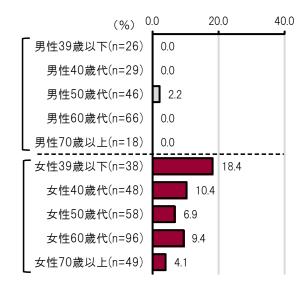
#### ■現状と課題■

配偶者やパートナーからの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス(以下「D V」と表記)をはじめ、恋人同士の間で発生するデートDVや、インターネット、スマートフォンなどの普及による精神的な暴力など、新たな形の暴力も社会問題化しています。また、子どもや高齢者など、社会的弱者に対する虐待なども一種の暴力であると言えます。

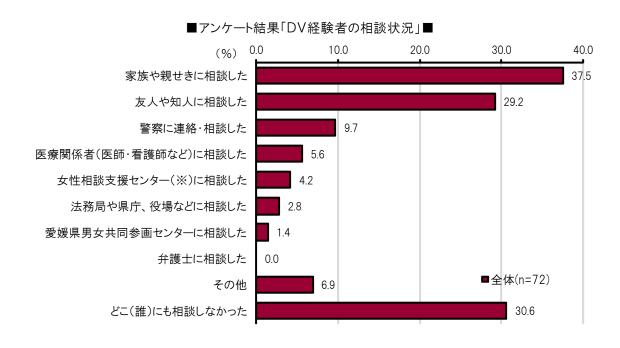
このような暴力行為は人権の侵害であり、あらゆる暴力等の根絶は社会的にも大きな 課題です。

アンケート調査結果では、DVを「自分が直接経験したことがある」人は、特に女性の若い世代で目立っています。

# ■アンケート結果「DVを自分が直接経験したことがある割合」■ ドメスティック・バイオレンス(DV)の経験



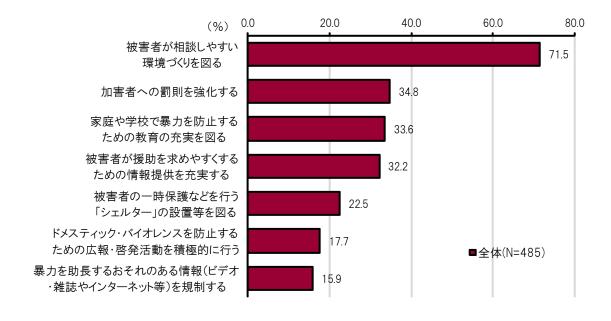
DV経験者の相談状況については「家族や親せき」「友人や知人」以外への相談はあまりみられず、3割が「どこにも相談しなかった」と回答しています。その理由として、「相談しても無駄だと思った」「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思った」「相談するほどのことではないと思った」などが上位に回答され、専門家や公的な機関などへ相談する意識が薄いという現状がみられます。



※配偶者暴力相談支援センター

今後、DVを防ぐために必要な取組については「被害者が相談しやすい環境づくり」 が最も多く求められており、相談支援体制の充実が課題となっています。

#### ■アンケート結果「DVを防ぐために必要な取組」(上位項目を抜粋)■



人権を侵害する暴力を経験しながらも、声を上げることができず、専門家や関係機関の適切な支援を受けていない現状もみられます。また、潜在的な被害者も一定程度いると考えられ、誰もが安心して相談や支援を求めることができるよう、広報・周知活動をはじめ、被害者へのカウンセリングなど、多面的な支援の充実が必要です。

## ■取組の方向■

- ○家庭や学校等における暴力防止のための教育の充実をはじめ、DV防止のため の広報・啓発活動を推進します。
- ○関係機関との連携を強化し、DV被害者等に対する、相談支援などをはじめ、 安心できる支援体制づくりの構築を目指します。

## ■具体的な取組■

## 16. あらゆる暴力の根絶

取組内容	具体的な取組	関係課
	○町の広報やホームページ等を通じた、暴力防止についての啓発を推進します。	
人権を侵害する 暴力防止につい	○教育委員会、学校等と連携した、児童・生徒を対象とする暴力防止についての意識啓発に努めます。	企画財政課 保健福祉課 高齢者支援課
ての広報・啓発	○若年層を対象とする暴力防止について啓発に努め ます。	学校教育課 生涯学習課
	○人権の日、人権週間等の機会に、シンポジウムの 開催等を通じて、啓発活動を推進します。	

取組内容	具体的な取組	関係課
配偶者等からの暴力防止・救済に向を備と相談体制の確立	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に 関する法律(DV防止法)」に基づき、県や警察 など関係機関との連携を強化します。	
	<ul><li>○関係機関との連携の強化を通じて、被害者支援のための「ワンストップ・サービス」の構築を推進します。</li><li>○配偶者等からの暴力防止・救済に向けた庁内連絡会、担当者会議等を通じた定期的な情報交換会を設定します。</li></ul>	企画財政課 町民課 保健福祉課 高齢者支援課
	○現場で被害者支援を行う相談員の質の向上・維持 に向けた研修を促進します。	
	○様々な媒体や機会を通じて、配偶者等からの暴力 防止・救済のための制度等の周知に努めます。	

# 17. 安心できる相談・支援体制の充実

取組内容	具体的な取組	関係課
被害者の保護・自立支援	○県などの関係機関との連携により、被害者の一時 保護や自立を支援します。	
	○被害者等へのカウンセリング専門機関や、医療機 関に関する情報を提供します。	企画財政課 町民課 保健福祉課
	○誰もが、地域社会の中で安心して暮らすことがで きるよう、地域での見守り体制の構築を目指しま す。	高齢者支援課

## 【基本施策9】ともに支え合う福祉環境づくり

## ■現状と課題■

本町の高齢化率は年々増加傾向にあり、平成 27 年には、およそ 3 人に 1 人以上の割合となっています。今後も高齢化が進行していくと予測されることから、介護や高齢者福祉施策は本町においてますます重要となります。

さらに、高齢化の問題のみならず、ひとり親家庭や障害者、生活困窮者や外国人など、 社会・経済情勢の変化などに伴う、様々な困難に直面している人への支援も必要です。 特にそのような人たちが女性である場合、複合的に困難な状態に置かれやすいことから、 男女共同参画の視点に立った適切な支援が必要です。

そのため、地域社会における助け合いや支え合いの意識を持ち、福祉的な支援も充実 した環境を醸成していく必要があります。

#### ■取組の方向■

○高齢者や障害者、様々な困難に直面している人などが、地域で安心して暮らせるよう、地域や関係機関と連携し、支援体制の充実に努めます。

#### ■具体的な取組■

### 18. 高齢者や障害者への支援

取組内容	具体的な取組	関係課
高齢者の介護予 防・生活支援の 充実	○「愛南町高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画」 に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する各種支 援サービスを実施するとともに、介護予防事業や 生活支援事業の充実を図ります。	
高齢者の生きが い活動支援の充 実	○高齢者の体力維持や閉じこもりの防止、また高齢者の生きがいづくりに向けて、社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動や、公民館活動など社会活動に参加しやすい環境づくりに努めます。	保健福祉課 高齢者支援課
高齢者の就業支 援	○シルバー人材センター等関係機関との連携を図り、高齢者の就業環境の整備に努めます。	

取組内容	具体的な取組	関係課
障害者福祉の推 進	○「愛南町障害者計画・愛南町障害福祉計画」に基づき、障害者支援のための総合的な取組及び各種 支援サービスを実施します。	保健福祉課
地域福祉の推進	○一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害者 など、地域と連携して見守る体制の整備に努めま す。	高齢者支援課

## 19. 生活福祉の推進

取組内容	具体的な取組	関係課
	○男女別ニーズに配慮しながら、ひとり親家庭や生 活困窮世帯等への公的支援を行います。	
様々な困難に直 面している人へ の支援	○ひとり親家庭が抱える悩みや、生活困窮に関する 悩みの解決に向けて、相談窓口の充実・強化を図 ります。	保健福祉課
	○生活困窮世帯等に対する職業能力開発のための支援や、経済的支援など、関係機関・団体等と連携 して、自立に必要な支援を行います。	

## 【基本施策 10】生涯にわたる男女の健康づくり

## ■現状と課題■

誰もが生涯にわたって健康で、いきいきと自立した生活を送ることは、人々の共通の 願いですが、女性は妊娠や出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面します。男女 がお互いの身体的な性差を十分に理解し合い、思いやりを持つことは、男女共同参画社 会の形成にとっても、非常に重要なことです。

本町では、平成24年3月に策定した「愛南町健康増進計画(中間評価・後期計画)」に基づき、健康づくりに関する施策や事業を推進しています。

今後も引き続き、性差に配慮し、男女がともにライフステージに応じた健康づくりに 取り組めるよう、より一層支援していくことが重要です。

#### ■取組の方向■

- ○妊娠や出産、育児において、適切な健康の保持・増進ができるよう、総合的な 健康づくり対策を推進します。
- ○ライフステージや性差に配慮した健康づくりの取組を推進します。

## ■具体的な取組■

#### 20. 生涯にわたる健康づくり

取組内容	具体的な取組	関係課
	○母子保健、特定健診やがん検診など様々な機会を 通じて、健康づくり・食育活動などについての知 識の普及や啓発活動を行います。	
全てのライフス テージに対応し た健康の保持・ 増進対策の推進	○安心して出産できるよう妊婦健診の充実を図ると ともに、妊娠・出産・育児等に関する相談や指導 など、妊娠・出産期における女性の健康支援を行 います。	町民課 保健福祉課 高齢者支援課 生涯学習課
	○成人期や高齢期等における健診や指導、相談体制のさらなる充実に努めるとともに、思春期・青年期における健康に関する諸問題についての支援を行うなど、ライフステージに応じた健康づくりの取組を推進します。	

取組内容	具体的な取組	関係課	
全てのライフス テージに対応し	○健康診査の充実、受診率の改善に努めるとともに、 女性に特有ながん(子宮頚がん、乳がん等)の予 防・早期発見に対する支援を行います。	町民課 保健福祉課	
た健康の保持・増進対策の推進	○誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動を推進しま す。	高齢者支援課 生涯学習課	

## 21. 健康対策の充実

取組内容	具体的な取組	関係課
	○家庭・学校・地域等で、身体的、心理的、社会的な「性」の問題について総合的に学習する機会の 充実と、相談体制の整備を図ります。	
性と生殖に関する健康について学習機会の充実と相談体制の整	○家庭· 学校と連携し、「親と子の性教育講座」及び 高校生と大人を対象とした「思春期講座」を実施 します。	保健福祉課 学校教育課
備	○愛媛県保健体育課「すべての教職員が取り組む性教育指導マニュアルー心と体の性教育のために一」に基づき、性と生殖に関する健康について学習機会の充実を図ります。	

# 第6章 計画の推進

# 第6章 計画の推進

## 【1】庁内推進体制

#### 1. 庁内推進体制の充実

男女共同参画の施策分野は、行政のあらゆる分野に関わっています。全庁において男女共同参画に関する施策を推進するために、庁内関係部署との連携や調整が欠かせません。本計画の推進にあたっては、庁内関係部署との十分な連携を図りつつ、男女共同参画の意識啓発をはじめ、様々な取組を推進します。

## 2. 町職員の男女共同参画に関する理解の促進

男女共同参画の推進にあたって、本町の職員は住民の模範的存在となることが求められます。全ての職員が男女共同参画の視点に立って執務にあたることができるように、男女共同参画に関する研修などの機会を通じて、職員の意識の醸成に努めます。

#### 3. 計画の進行管理

本計画に定めた取組状況を、定期的に点検し、各施策の進捗状況を管理することによって、取組の中で生じた課題の改善に努めます。

計画の進捗については、計画 (PLAN) →実行 (DO) →評価 (CHECK) →改善 (ACT) に基づく進行管理 (PDCAサイクル) の考え方に基づき、点検・見直しを行うとともに、町広報やホームページ等で公表し、住民からの意見や提案の計画への反映に努めます。

#### ◆参考/PDCAサイクルのプロセスイメージ◆



### 計画 (PLAN)

○目標を設定し、目標達成に向けた 活動を立案する。



## 実行(DO)

改善(ACT)

○考察結果に基づき、計画の目標、活動などを見直しする。

○計画に基づき、活動を実行する。



#### 評価 (CHECK)

○活動を実施した結果を整理·集約· 分析し、考察する(学ぶ)。



## 【2】住民・関係機関等との連携

## 1. 住民参加の促進と地域の関係団体等との連携

地域の関係団体やグループ等の活動と、男女共同参画の取組を共有することができるよう連携を深めるとともに、住民一人ひとりが男女共同参画をより身近な問題として捉えることができるよう啓発に努め、広報や情報の提供等を通じて、より幅広い住民の参加を促進します。

## 2. 国・県等関係機関との連携

計画の推進にあたっては、国・県や他自治体等との連携を図るとともに、本町からも情報発信を積極的に行います。

また、DV被害者の一時保護など、県や関係機関との協力により推進する必要がある施策や、広域性を有する取組について、県や近隣自治体、関係機関との連携を強化します。

#### ◆愛南町男女共同参画推進計画の庁内推進体制◆



# 【3】計画達成のための指標(数値目標)

		第1次計画策定時		本計画		
施策の方向	評価の指標	平成 22 年 (現状値)	平成27年(目標値)	平成 27 年 (現状値)	平成32年(目標値)	出典
多様な学習機会の提供	社会全体において男女の地位 が平等になっていると思う人 の割合	10.1%	50.0%	16.3%	50.0%	2
家庭生活における男女共同参画 の推進	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである(「男は仕事、女は家庭」という考え方)に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合(※1)	52.9%	70.0%	76.9%	80.0%	2
子育て·介護支援 等の充実	延長保育の実施箇所数	3 箇所	5 箇所	4 箇所	5 箇所	1
農林水産業にお	農業委員会に占める女性の割 合	18.5%	<b>%</b> 2	18.5%	30.0%	1
ける男女共同参画の確立	農家の家族経営協定締結数	46 件	70 件	51 件	70 件	1
政策 · 方針決定過程における女性参画の推進	審議会等における女性委員の割合	29.6%	40.0%	30.1%	40.0%	1
あらゆる暴力の 根絶	DV防止法を知っている人の 割合	66.4%	100.0%	85.2%	100.0%	2
生涯にわたる健 康づくり	特定健康診査の受診割合	38.7%	60.0%	37.2%	60.0%	1

出典:①庁内資料、②住民アンケート調査

<sup>※1</sup> 第1次計画策定時のアンケートでは「反対」「どちらかといえば反対」

<sup>※2</sup> 平成27年度までは農業委員会委員は選挙によって決定される場合があったため、目標値は設定していない。

# 資料編

# 資料編

## 1. 住民アンケート調査単純集計結果

愛南町 男女共同参画社会づくりのための町民意識調査/単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問1. 性別		485
男性	38.4	186
女性	59.8	290
無回答	1.9	9
問2. 居住地域		485
内海地域	5.6	27
御荘地域	36.1	175
城辺地域	30.9	150
一本松地域	16.7	81 41
	8.5	11
問3. 年齢	2.3	485
20~24歳	0.8	463
25~29歳	2.5	12
30~39歳	9.9	48
40~49歳	15.9	77
50~59歳	21.4	104
60~69歳	33.4	162
70歳以上	13.8	67
無回答	2.3	11
問4. 職業		485
農林水産業の自営業主	4.9	24
農林水産業の家族従事者	3.5	17
商工・サービス業の自営業主	3.5	17
商工・サービス業の家族従事者	1.0	5
自由業(開業医・弁護士・芸術家など)	1.0	5
会社員	17.1	83
公務員	9.5	46
パート・アルバイト・派遣・臨時など	17.1	83
家事専業	13.0	63
学生	0.6	3 99
無職     その他	20.4	28
無回答	2.5	12
問5. 家族構成	2.5	485
ひとり暮らし	19.4	94
夫婦ふたり暮らし	24.3	118
親と子(二世代同居)	38.4	186
親と子と孫など(三世代以上同居)	8.0	39
その他	6.0	29
	3.9	19
問6. 同居している子ども		254
未就学の子どもがいる	13.8	35
小学生の子どもがいる	17.3	44
中学生の子どもがいる	14.6	37
高校生以上の子どもがいる	31.5	80
同居している子どもはいない	33.1	84
無回答	6.3	16

愛南町 男女共同参画社会づくりのための町民意識調査/単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問7. 未既婚別		485
	15.5	75
既婚	56.3	273
離別·死別	20.4	99
無回答	7.8	38
問8. 共働きの状況		273
共働きである	53.8	147
共働きではない	42.5	116
無回答	3.7	10
問9. 男女の地位①家庭生活では		485
男性の方が非常に優遇されている	5.8	28
どちらかといえば男性の方が優遇されている	42.7	207
平等になっている	27.4	133
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4.9	24
女性の方が非常に優遇されている	0.8	4
わからない	12.8	62
無回答	5.6	27
問9. ②就職や採用では		485
男性の方が非常に優遇されている	7.4	36
どちらかといえば男性の方が優遇されている	38.4	186
平等になっている	23.5	114
どちらかといえば女性の方が優遇されている	1.9	9
女性の方が非常に優遇されている	0.2	1
わからない	21.9	106
無回答	6.8	33
問9. ③職場では		485
男性の方が非常に優遇されている	7.4	36
どちらかといえば男性の方が優遇されている	33.4	162
平等になっている	28.5	138
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4.3	21
女性の方が非常に優遇されている	0.6	3
わからない	19.6	95
無回答	6.2	30
問9. ④学校教育の場では		485
男性の方が非常に優遇されている	1.2	6
どちらかといえば男性の方が優遇されている	10.5	51
平等になっている	48.9	237
どちらかといえば女性の方が優遇されている	2.3	11
女性の方が非常に優遇されている	0.2	1
わからない	30.3	147
無回答	6.6	32
問9. ⑤地域活動の中では		485
男性の方が非常に優遇されている	4.1	20
どちらかといえば男性の方が優遇されている	30.9	150
平等になっている	33.0	160
どちらかといえば女性の方が優遇されている	6.0	29
女性の方が非常に優遇されている	0.6	3
わからない	19.6	95
		28

愛南町 男女共同参画社会づくりのための町民意識調査/単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問9. ⑥議会や政治の場では		485
男性の方が非常に優遇されている	23.1	112
どちらかといえば男性の方が優遇されている	40.0	194
平等になっている	10.3	50
どちらかといえば女性の方が優遇されている	0.2	1
女性の方が非常に優遇されている	0.0	0
わからない	20.2	98
無回答	6.2	30
問9. ⑦法律や制度の上では		485
男性の方が非常に優遇されている	9.1	44
どちらかといえば男性の方が優遇されている	26.2	127
平等になっている	34.4	167
どちらかといえば女性の方が優遇されている	3.1	15
女性の方が非常に優遇されている	1.6	8
わからない	20.0	97
無回答	5.6	27
問9. ⑧社会通念やしきたり・慣習では	140	485
男性の方が非常に優遇されている	14.8 48.2	72 234
どちらかといえば男性の方が優遇されている		
平等になっている どちらかといえば女性の方が優遇されている	13.6	66 3
	0.8	4
女性の方が非常に優遇されている わからない	17.1	83
#回答	4.7	23
問9. ⑨社会全体としては	4.7	485
男性の方が非常に優遇されている	7.6	37
どちらかといえば男性の方が優遇されている	53.4	259
平等になっている	16.3	79
どちらかといえば女性の方が優遇されている	1.9	9
女性の方が非常に優遇されている	0.0	0
わからない	15.5	75
無回答	5.4	26
問10. 男女不平等の原因		485
男女の身体的・生理的な違い	49.3	239
男女の役割についての固定観念	64.9	315
社会通念やしきたり・慣習	56.5	274
法律や制度上の差	13.0	63
働く上での有利・不利	40.6	197
男女差の自覚やお互いの理解の不足	43.3	210
その他	0.2	1
男女不平等な点はない	0.8	4
わからない	4.9	24
無回答	3.5	17
問11. 女性の望ましい働き方		485
結婚や出産に関わらず仕事を続ける(産休・育休を取得する場合を含む)	43.9	213
子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事を続ける	19.4	94
子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事を続ける	17.7	86
出産するまでは仕事をするが、子どもができたら家事や育児に専念する	6.6	32
結婚するまでは仕事をして、結婚後は家事に専念する	3.5	17
仕事をしない	0.4	2
その他	3.9	19
無回答	4.5	22

愛南町 男女共同参画社会づくりのための町民意識調査/単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問12. 女性が働く上で、支障となること		485
家事の負担が大きいこと	62.3	302
夫や子どもの世話の負担が大きいこと	49.3	239
高齢者等家族の介護の負担が大きいこと	47.6	231
夫や子どもなどの理解や協力が少ないこと	23.3	113
職場で男女格差があること	16.9	82
職場で結婚・出産時に退職の慣例があること	15.5	75
夫の転勤や長時間労働があること	9.7	47
女性の就職先自体が少ないこと	29.3	142
保育所不足など子育て支援体制が十分ではないこと	21.6	105
老人福祉施設など介護サービスを利用しにくいこと	17.1	83
その他	1.6	8
支障となることは特にない	3.3	16
無回答	4.5	22
問13. ①育児休業(産休を除く)		485
取得したことがある	9.5	46
取得したことはない	76.1	369
無回答	14.4	70
問13. ②介護休業		485
取得したことがある	1.9	9
取得したことはない	83.5	405
無回答	14.6	71
問14. 職場での男女の扱い①募集・採用		485
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	33.4	162
ほぼ平等になっている	37.7	183
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	2.7	13
わからない	21.0	102
無回答	5.2	25
問14. ②賃金·昇給		485
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	46.2	224
ほぼ平等になっている	27.2	132
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	0.2	1
わからない	21.6	105
無回答	4.7	23
問14. ③昇進や昇格		485
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	48.2	234
ほぼ平等になっている	22.9	111
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	0.2	1
わからない	22.9	111
無回答	5.8	28
問14. ④仕事の内容		485
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	26.6	129
ほぼ平等になっている	33.0	160
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	9.1	44
わからない	24.3	118
無回答	7.0	34
問14. ⑤退職や解雇		485
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	21.4	104
ほぼ平等になっている	38.8	188
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	1.4	7
わからない	31.8	154
無回答	6.6	32

愛南町 男女共同参画社会づくりのための町民意識調査/単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問14. ⑥能力評価·査定		485
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	28.7	139
ほぼ平等になっている	35.5	172
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	0.4	2
わからない	30.1	146
無回答	5.4	26
問14. ⑦教育訓練や研修		485
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	16.1	78
ほぼ平等になっている	46.8	227
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	1.4	7
わからない	29.3	142
無回答	6.4	31
問14. ⑧有給休暇の取得	4.0	485
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	4.9	24 267
ほぼ平等になっている どちらかといえば女性のほうが優遇されている	8.7	42
とららかどいえば女性のはつか慢適されている わからない	25.2	122
無回答	6.2	30
問15. ①希望する(理想とする)優先度	0.2	485
日本 10. 世界主等 8. 程志と等 8.7 優先したい 仕事や家事を優先したい	9.1	44
家庭生活(プライベートな時間)を優先したい	21.6	105
仕事と家庭生活(プライベートな時間)を両立したい	62.9	305
無回答	6.4	31
問15. ②実際の(現実の)優先度		485
仕事や家事を優先している	53.2	258
家庭生活(プライベートな時間)を優先している	15.5	75
仕事と家庭生活(プライベートな時間)を両立している	23.1	112
無回答	8.2	40
問16. 男女がともに、仕事と家庭の両立のために必要なこと		485
労働時間を短縮すること	21.0	102
転勤や配置転換などに配慮すること	19.8	96
在宅勤務やフレックスタイム制度(時間差出勤)を取り入れること	16.3	79
育児・介護休業を気がねなく利用できる職場環境づくり	52.4	254
育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにすること	25.6	124
育児・介護休業中の給付金を充実すること	14.4	70
育児などで退職した者を再雇用する制度を取り入れること	24.9	121
職場復帰のための研修や職業訓練などの機会を充実すること	11.3	55
職場内に保育施設を整備すること	7.4	36
保育所の保育時間延長など、保育サービスを充実すること	20.8	101
高齢者や病人の介護サービスを充実すること	35.5	172
その他	1.6	8
わからない	3.5	17
無回答	4.9	24
問17. セクシュアル・ハラスメントの経験や見聞き	7.4	485
自分が直接経験したことがある	7.4	36
自分のまわりに経験した人がいる	13.8	67
一般的な知識として知っている	72.0	349
くわしくはわからないが、言葉としては見聞きしたことがある	10.9	53
セクシュアル・ハラスメントのことを知らなかった 毎回体	0.6	3
無回答	6.4	31

愛南町 男女共同参画社会づくりのための町民意識調査/単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問18. パワー・ハラスメントの経験や見聞き		485
自分が直接経験したことがある	14.4	70
自分のまわりに経験した人がいる	21.9	106
一般的な知識として知っている	59.0	286
くわしくはわからないが、言葉としては見聞きしたことがある	14.0	68
パワー・ハラスメントのことを知らなかった	0.6	3
無回答	6.2	30
問19. ①結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	440	485
そう思う	44.3	215
どちらかといえばそう思う	24.5	119
どちらかといえばそう思わない	10.3	50 61
そう思わない	3.5	17
	4.7	23
無四台 問19. ②夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである(「男は仕事、女は家庭」という考え方)	4.7	485
回19. ②大はタトで割さ、妾は多姓を守るべきでめるい 男は仕事、女は多姓」というちんカン そう思う	3.1	15
どちらかといえばそう思う	13.0	63
どちらかといえばそう思わない	19.6	95
そう思わない	57.3	278
わからない	2.5	12
無回答 無回答	4.5	22
問19. ③女性は結婚したら、自分自身のことより夫や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい		485
そう思う	5.2	25
どちらかといえばそう思う	24.9	121
どちらかといえばそう思わない	24.7	120
そう思わない	35.5	172
わからない	4.7	23
無回答	4.9	24
問19. ④結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない		485
そう思う	19.2	93
どちらかといえばそう思う	15.5	75
どちらかといえばそう思わない	22.1	107
そう思わない	28.5	138
わからない	10.1	49
無回答問19. ⑤結婚しない人や晩婚化が進んでいるのは、 女性の家事や育児の負担感が大きいためである	4.7	485
	110	57
そう思う どちらかといえばそう思う	11.8	57 80
どちらかといえばそう思わない どちらかといえばそう思わない	16.7	80
そう思わない	41.2	200
わからない	8.7	42
無回答	5.2	25
問19. ⑥結婚しない人や晩婚化が進んでいるのは、経済的な理由によるところが大きい	5.2	485
そう思う	23.9	116
どちらかといえばそう思う	28.0	136
どちらかといえばそう思わない	11.5	56
そう思わない	22.7	110
わからない	8.9	43
—————————————————————————————————————	4.9	24

愛南町 男女共同参画社会づくりのための町民意識調査/単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問19. ⑦男性は、もっと家事や育児、介護などの家庭生活に参画するべきである		485
そう思う	35.7	173
どちらかといえばそう思う	44.3	215
どちらかといえばそう思わない	5.2	25
そう思わない	3.7	18
わからない	6.0	29
無回答	5.2	25
問20. 子どもの育て方について	24.0	485
男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる	61.2	297
男女ともに、身の回りの家事ができるように育てる	60.6	294
男女ともに、社会人として自立できるように育てる	81.9	397
男女ともに、性に関する正しい知識と理解を身につけさせる	38.8	188
男は外で働き、女は家庭を守るように育てる	0.6	3 75
男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる	15.5	291
子どもの個性に応じて育てる	60.0	
その他	1.6	8 22
無回答問21. 役割分担【理想】①掃除·洗濯	4.5	485
同21. 役割が担【理念】U 掃除・元准 主に夫	0.0	0
主に表	20.2	98
・ エー安 夫婦が協力して	36.9	179
家族が協力して	36.1	175
主に子ども	0.0	0
その他の人	0.2	1
無回答	6.6	32
問21. 【理想】②食事のしたく	0.0	485
主に夫	0.0	0
主に妻	35.3	171
夫婦が協力して	34.8	169
家族が協力して	23.1	112
主に子ども	0.0	0
その他の人	0.4	2
無回答	6.4	31
問21. 【理想】③食事の後かたづけ・食器洗い		485
主に夫	1.4	7
主に妻	15.5	75
夫婦が協力して	39.4	191
家族が協力して	36.5	177
主に子ども	0.0	0
その他の人	0.4	2
無回答	6.8	33
問21. 【理想】④日常の家計の管理		485
主に夫	2.1	10
主に妻	43.5	211
夫婦が協力して	43.5	211
家族が協力して	3.9	19
主に子ども	0.2	1
その他の人	0.2	1
無回答	6.6	32

愛南町 男女共同参画社会づくりのための町民意識調査/単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問21.【理想】⑤子育て(育児・しつけ)		485
主に夫	0.4	2
主に妻	8.2	40
夫婦が協力して	68.9	334
家族が協力して	14.6	71
主に子ども	0.0	0
その他の人	0.2	1
無回答	7.6	37
問21.【理想】⑥家族の介護や看護	- 1	485
主に夫	0.4	2
主に妻	4.3	21
夫婦が協力して	40.0	194
家族が協力して	48.0	233
主に子ども	0.0	0
その他の人	0.8	4
無回答	6.4	31
問22. 役割分担【現実】①掃除·洗濯	2.0	485
主に夫	3.3	16
主に妻	58.6	284
夫婦が協力して	13.2	64
家族が協力して	9.9	48
主に子ども	0.8	4
その他の人	9.9	21 48
無回答	9.9	485
問22. 【現実】②食事のしたく	2.9	14
<u>主に夫</u> 主に表	66.8	324
夫婦が協力して	8.2	40
家族が協力して	6.8	33
まに子ども	1.0	5
その他の人	4.7	23
無回答	9.5	46
問22. 【現実】③食事の後かたづけ・食器洗い	0.0	485
回22.【切失】③艮事の仮がたづけ、良益がい。	3.7	18
主に変	56.5	274
夫婦が協力して	13.6	66
家族が協力して	10.5	51
主に子ども	1.0	5
その他の人	4.1	20
<u> </u>	10.5	51
問22. 【現実】④日常の家計の管理		485
主に夫	5.2	25
主に妻	63.5	308
夫婦が協力して	12.8	62
家族が協力して	3.3	16
主に子ども	1.2	6
その他の人	3.7	18
無回答	10.3	50

愛南町 男女共同参画社会づくりのための町民意識調査/単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問22.【現実】⑤子育て(育児·しつけ)		485
主に夫	1.2	6
主に妻	37.1	180
夫婦が協力して	33.0	160
家族が協力して	7.0	34
主に子ども	0.6	3
その他の人	4.3	21
無回答	16.7	81
問22.【現実】⑥家族の介護や看護		485
主に夫	1.9	9
主に妻	35.1	170
	23.5	114
家族が協力して	15.3	74
主に子ども	0.6	3
その他の人	6.4	31
<u> </u>	17.3	84
問23.参加している地域活動		485
自治会、婦人会、老人会、PTA、子ども会などの活動	40.0	194
趣味や教養、スポーツ、レクリエーションに関する活動	23.3	113
リサイクル、環境保護、まちづくりなどの活動	9.3	45
福祉・ボランティア・NPOなどの活動	9.1	44
防災・防犯などの地域活動	12.8	62
職業技術や資格の取得に関する活動	2.1	10
ホームステイ受け入れや海外ボランティアなど国際交流活動	0.0	0
行政の各種委員会や審議会の委員などの公的活動	4.3	21
15001年夏東五(田田五の夏東 50 の元) この他	1.4	7
特に参加していない	38.1	185
無回答	5.6	27
問24. 地域活動における男女間の格差	0.0	485
会議や行事などで女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い	46.8	227
会議や行事などで女性が意見を言いにくい、意見を取り上げてもらいにくい		33
会議で刊事などでメログを見ることが、思えを取り上げている。	15.5	75
地域の行事で女性が参加できないものがあるなど、男性と差がある	6.0	29
地域の活動に女性が少ないため歓迎される	4.5	22
地域の活動には女性の方が積極的で活発である	15.1	73
	0.2	1
その他	27.0	131
わからない	10.1	49
特に男女格差はない	_	32
無回答	6.6	
問25. 地域活動において、男女共同参画を積極的に進めるために必要なこと	17.1	485
地域の社会通念や慣習を改めるための啓発活動を充実すること	17.1	83
地域活動のリーダーに女性を積極的に登用すること	15.9	77
女性のリーダーを養成するための講習会などを開催すること	5.6	27
様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること	35.5	172
地域活動やボランティア活動についての情報提供を充実すること	20.2	98
男性も女性も積極的に地域活動に参加すること	35.5	172
家族の理解と協力を得ること	25.6	124
その他	1.6	8
わからない	20.8	101
無回答	6.6	32

愛南町 男女共同参画社会づくりのための町民意識調査/単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問26. メディアにおける性・暴力表現についての問題点		485
女性の性的側面を過度に強調するなど、女性の人権が侵害されている	22.3	108
社会全体の性に関する道徳観や倫理観が損なわれている	42.3	205
女性に対する暴力を助長している	15.3	74
子どもに対する虐待や性犯罪を助長している	28.2	137
そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている	30.9	150
自分自身が、そのような表現を望まないので不快に感じる	19.0	92
その他	1.4	7
特に問題があるとは思わない	12.2	59
無回答	8.2	40
問27. ドメスティック・バイオレンスについて経験や見聞き		485
自分が直接経験したことがある	6.2	30
自分のまわりに経験した人がいる	9.9	48
一般的な知識として知っている	64.1	311
くわしくはわからないが、言葉としては聞いたことがある	17.5	85
ドメスティック・バイオレンス(DV)のことを全く知らなかった	1.2	6
無回答	4.5	22
問28. 相談先		72
家族や親せきに相談した	37.5	27
友人や知人に相談した	29.2	21
警察に連絡・相談した	9.7	7
法務局や県庁、役場などに相談した	2.8	2
女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)に相談した	4.2	3
愛媛県男女共同参画センターに相談した	1.4	1
医療関係者(医師・看護師など)に相談した	5.6	4
弁護士に相談した	0.0	0
その他	6.9	5
どこ(誰)にも相談しなかった	30.6	22
無回答	2.8	2
問29. 「どこ(誰)にも相談しなかった」理由		22
どこに相談してよいか、わからなかったから	13.6	3
恥ずかしくて誰にも言えなかったから	22.7	5
相談しても無駄だと思ったから	45.5	10
相談したことがわかると、仕返しや、もっとひどいことをされると思ったから	4.5	1
相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをすると思ったから	0.0	0
自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思ったから	31.8	7
世間体が悪いから	9.1	2
他人を巻き込みたくなかったから	13.6	3
そのことについて思い出したくなかったから	0.0	0
自分にも悪いことがあると思ったから	13.6	3
相談するほどのことではないと思ったから	31.8	7
その他	9.1	2
無回答	4.5	1

愛南町 男女共同参画社会づくりのための町民意識調査/単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問30. ドメスティック・バイオレンスを防ぐために必要な取り組み		485
ドメスティック・バイオレンスを防止するための広報・啓発活動を積極的に行う	17.7	86
家庭や学校で暴力を防止するための教育の充実を図る	33.6	163
職場や地域で暴力を防止するための研修などの充実を図る	12.8	62
被害者が相談しやすい環境づくりを図る	71.5	347
被害者が援助を求めやすくするための情報提供を充実する	32.2	156
被害者の一時保護などを行う「シェルター」の設置等を図る	22.5	109
加害者への罰則を強化する	34.8	169
暴力を助長するおそれのある情報(ビデオ・雑誌やインターネット等)を規制する	15.9	77
その他	1.2	6
特にない	2.1	10
無回答	6.2	30
問31.5年前と比べて、女性に対する人権意識や地位の改善の程度		485
非常に改善してきたと思う	5.2	25
どちらかといえば改善していると思う	41.0	199
以前と変わらないと思う	30.9	150
どちらかといえば悪くなってきていると思う	0.4	2
わからない	18.8	91
無回答	3.7	18
問32. 今後、男性と女性がともに家事、子育て、介護、地域活動などに 積極的に参加していくために必要なこと		485
男性が家事などをすることへの男性自身の抵抗感をなくすこと	30.5	148
男性が家事などをすることへの女性自身の抵抗感をなくすこと	7.8	38
夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること	48.2	234
「男は仕事、女は家庭」といった固定的な考え方を押しつけないこと	35.5	172
年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担について理解を示すこと	19.0	92
労働時間の短縮などにより仕事以外の時間を増やすこと	8.9	43
男女ともに働きやすい環境を整えること	35.5	172
男女ともに育児休業や介護休業を取りやすい環境を整えること	30.7	149
男女ともに家庭生活等に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと	4.7	23
家事等への参加のための仲間(ネットワーク)づくりを進めること	2.1	10
家庭と仕事の両立などの問題について、男女ともに相談しやすい窓口を設けること	6.0	29
男女を問わず家事・子育てに積極的に参加できるよう環境を整えること	26.8	130
その他	0.4	2
無回答	4.5	22
問33. 用語の意味①男女共同参画社会基本法		485
内容まで知っている(よく知っている)	9.9	48
名前を見聞きしたことがある程度	54.6	265
知らなかった	30.5	148
無回答	4.9	24
問33. ②DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)		485
内容まで知っている(よく知っている)	19.4	94
名前を見聞きしたことがある程度	65.8	319
知らなかった	9.9	48
無回答	4.9	24
問33. ③ジェンダー(社会的・文化的につくられた性別)		485
内容まで知っている(よく知っている)	7.0	34
名前を見聞きしたことがある程度	30.5	148
知らなかった	56.7	275
無回答	5.8	28

愛南町 男女共同参画社会づくりのための町民意識調査/単純集計結果	回答割合 (%)	回答件数
問33. ④ポジティブアクション		485
内容まで知っている(よく知っている)	3.1	15
名前を見聞きしたことがある程度	30.1	146
知らなかった	60.4	293
無回答	6.4	31
問33. ⑤マタハラ(マタニティ・ハラスメント)		485
内容まで知っている(よく知っている)	29.5	143
名前を見聞きしたことがある程度	54.0	262
知らなかった	11.5	56
無回答	4.9	24
問34. 男女共同参画を積極的に進めるために、力をいれるべきこと		485
男女共同参画を推進する条例を制定する	8.7	42
女性の生き方に関する情報提供や交流・相談の場、教育などのセンターをつくる	11.8	57
男女共同参画社会づくりのための講座や広報など啓発活動をする	24.5	119
男女共同参画を推進する女性団体の活動支援や女性リーダーの育成をする	12.2	59
男性の家事能力を高めるような講座を行う	14.6	71
審議会などの行政の政策方針を決定する場に女性の参画を促進する	16.5	80
地域団体の長などに女性を増やす	9.5	46
学校教育の場で男女の平等についての学習を充実する	25.6	124
ドメスティック・バイオレンス(DV)など、あらゆる暴力の根絶と救済支援を行う	15.5	75
経営者・事業主を対象に雇用機会や労働条件の男女平等について啓発する	15.5	75
保育・介護サービスの充実や育児・介護休業制度などの普及など 男女が共に働き続けるための条件整備を整える	57.9	281
各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する	0.8	4
その他	2.9	14
無回答	8.5	41

#### 2. 男女共同参画基本法

公布・施行:平成11年6月23日法律第78号 最終改正:平成11年12月22日法律第160号

#### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現 に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、 なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に 対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわ りなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な 課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内 において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることをの他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公 共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会 が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、 子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円 滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行 われなければならない。

(国際的協調)

- 第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有している ことにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。 (国の責務)
- 第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の 施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び 実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上 又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本 計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計 画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画 基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。 (都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同 参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村 の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下 「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策 を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。 (国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する 調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を 推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### 第三章 男女共同参画会議、附則(省略)

#### 3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

最終改正: 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

#### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男 女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

#### (定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に あった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の青務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援 することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第 三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行 政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府 県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該 各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援 センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に 掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を 行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導 を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。 次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び 一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡 その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡 調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるもの とする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

#### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し 又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援セン ター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう 努めるものとする。
- 3 刑法 (明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律 の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し 又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援 センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法 (昭和二十三年法律第百三十六号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力 による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く 方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者か らの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受 けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けてい る者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措 置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うも のとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) に定める福祉に関する事務所 (次条において「福祉事務所」という。) は、生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第百二十九号) その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

#### (保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は 身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた 者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者であ る場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を 受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者 であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。) により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受け る身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、 又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身 体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるお それが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えら れることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該 配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同 じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項に ついては、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
  - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、 ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又は その知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的 羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。) の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代 理人の同意)がある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた 地

#### (保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
  - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた 後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそ れが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について 相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げ る事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載が ない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供 述を記載した書面で公証人法 (明治四十一年法律第五十三号) 第五十八条ノ二第一項 の認 証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、 これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的 を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- (保護命令の申立てについての決定等)
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口 頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の 期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所 又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
- (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項 から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取 り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧者しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は 公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法 務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読 み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。 (民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法 (平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高 裁判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。 (民間の団体に対する援助)
- 第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための 活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
  - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用 (次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する 厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

#### (国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した 費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するもの とする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

#### (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する 関係にある相手からの暴力を受け た者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又 は同条に規定する関係にある相手 であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二 条第一項第一号から第四号ま で及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係に ある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を 解消した場合

#### 第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定 によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下 の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において 準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載 すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以 下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状 況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由と するこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下 「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初 にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、 同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘 案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### 附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第 一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
  - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条 までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で 定める。

# 第2次愛南町男女共同参画推進計画

発行年月 平成 28 年 3 月

発 行 愛南町役場 企画財政課

〒798-4196

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

TEL 0895-72-7317

FAX 0895-72-1227

E-mail: kikakuzaisei@town.ainan.ehime.jp

